

1 自殺の実態を明らかにする取組

(1) 実態解明のための調査の実施

自殺に至る複雑な背景情報を正確に収集し、その実態を明らかにするためには、社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過、自殺直前の心理状態等を多角的に把握し、自殺予防のための介入のポイント等を明確化するため、いわゆる心理学的剖検の手法を用いた遺族等に対する面接調査が重要である。

我が国では、全国規模の心理学的剖検による自殺の実態把握は近年まで行われてこなかったが、厚生労働省では、平成17年度から心理学的剖検の実施方法に関する試行的な研究を行ったのち、19年度から、自殺予防総合対策センターが中心となった「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」（こころの健康科学研究事業）において、「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」を実施し、自殺に関連する要因の分析を進めた。その結果から、自殺者の特徴として、青少年では、不登校、いじめ、親との離別など学校・家庭での様々な問題を経験している者や、精神疾患を有する者が多いこと、また、青少年に多く見られる精神科治療中に自殺した者の場合には治療薬として処方された向精神薬を過量服薬した者も多いこと、中高年では借金等の社会的問題を抱えた人の背景にアルコール問題が多く存在すること、高齢者ではうつ病等であっても精神科にかかっていない人が多いことなどが判明しており、自殺予防の介入ポイントとして役立つと考えられた。25年度からは、「自殺総合対策大綱に関する自殺の原因分析や支援方法等に関する研究」（障害者政策総合研究事業・障害者対策総合研究開発事業）の中で調査を継続し、特に自殺のリスクが高い人にとっては睡眠問題が自殺に直接的に大きく影響することや、女性の自殺の特徴を明らかにした。27年度には、自殺死亡事例と性別・年齢・居住地域を

一致させた対照事例（一般生存住民）に調査を実施し、収集されたデータを自殺死亡事例と比較する症例対照研究を実施した。その成果として、特に若年層や女性の自殺の特徴を明らかにした。さらに、自殺予防総合対策センターと東京都監察医務院の連携による継続的な心理学的剖検の実施体制も強化された。

今後も自殺対策基本法第9条を踏まえ、自殺者や遺族等のプライバシーに配慮しつつ、人々を自殺に追い込んでいる様々な社会的要因を含む自殺の関連要因の把握に取り組み、調査研究の成果等を、自殺対策を推進するための情報として提供していく。

(2) 情報提供体制の充実

自殺予防に向けての政府の総合的な対策を支援するため、厚生労働省では、平成18年10月に自殺予防総合対策センターを設置し、(1)自殺予防対策に関する情報の収集及び発信、(2)自殺予防対策支援ネットワークの構築、(3)自殺予防対策等の研修、(4)関係機関・団体、民間団体の支援、(5)自殺予防対策に関する政策の提案、(6)自殺の実態分析、自殺の背景となる精神疾患、自殺未遂者・自死遺族等のケア、自殺対策の取組状況等の調査・研究を行っている。

自殺予防対策に関する情報の収集及び発信に関しては、自殺予防総合対策センターのWebサイト「いきる」(<http://ikiru.ncnp.go.jp>)を開設し、この中で、基礎資料、自殺の統計、地方自治体の取組、いきる・ささえる相談窓口、海外の情報、自殺予防総合対策センターで発行した印刷物等を紹介している。「いきる」トップページには毎月2万件を超すアクセスがあり、地域で自殺対策に取り組む人たちの情報源として広く活用されている。また、平成27年4月には、自殺予防総合対策センターが、日本で初めて自殺予防の研究及びトレーニングのためのWHO協力セ

ンターに指定された。同年12月には、WHO西太平洋地域自殺対策会議が開催され、西太平洋の国や地域における自殺対策の現状と課題を共有し、対策をさらに発展させるための示唆を得るとともに、各国・地域の関係者との有益なネットワークの構築が実現した。

また、内閣府では、地域自殺対策緊急強化基金等を活用した事業の中から、各都道府県が他の地域の参考となると考える先進的事例を紹介する事例集を平成27年9月に取りまとめ、各都道府県に配布するとともに、ホームページ上に掲載した。

(<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/area/jirei.html>)

(3) 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進

厚生労働省では、自殺未遂者や自死遺族等に関する調査研究について、平成18年度から、「自殺未遂者及び自殺者遺族等へのケアに関する研究」(こころの健康科学研究事業)、21年度からは「自殺のハイリスク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」として実施し、25年度からは、「自殺総合対策大綱に関する自殺の要因分析や支援方法に関する研究」において、調査を継続し行っている。

(4) 児童生徒の自殺予防等についての調査の推進

ア 児童生徒の自殺の実態把握に向けて

児童生徒の自殺問題については、児童生徒の自殺者数が全体に占める割合は大きいものの、亡くなった児童生徒が置かれていた状況にいじめがある自殺や連鎖的な傾向が見られるなどの問題があり、教育上重要な課題である。また、効果的な自殺予防を実施するためには、残された人々のケアを実施することを最優先課題としながら、自殺の正確な実態を把握することが不可欠であると考えられる。

児童生徒の自殺について実態把握を行うため、文部科学省では、毎年「児童生徒の問題

行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施し、児童生徒の自殺者数、自殺した児童生徒が置かれていた状況等について学校・教育委員会から報告を受け、取りまとめている。

また、心理の専門家など外部の専門家を加えた組織による調査等の事後対応の在り方について、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」策定(平成23年)後の各自治体における運用状況や、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)における重大事態への対処の規定等を踏まえ、26年7月に同指針を改訂し、公表した。

さらに、同指針の改訂を踏まえ、各教育委員会等及び学校に対し、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査を行う際の基本的な考え方や留意事項を示すとともに、自殺の背景となった事実関係に関する一定事項の報告を要請している。

イ 児童生徒の自殺予防に向けた調査研究の推進

文部科学省では、平成20年度から「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、児童生徒を直接対象とした自殺予防教育の在り方や、児童生徒の自殺が起きた時の背景調査の在り方について調査研究を行っており、26年7月には、これらの検討の成果として、学校における自殺予防教育導入の手引である「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」を作成、公表した。27年度は、これらの審議のまとめについて、各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、周知を図った。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/index.htm)

(5) うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発

厚生労働省では、障害者対策総合研究事業

として、うつ病等の精神疾患に対する、心理・社会学的方法、分子生物学的手法、画像診断技術等を活用した病因・病態の解明、効果的な予防、診断、治療等の研究・開発の推進に取り組んでいる。平成24年度からは「うつ病の病態を反映する血中バイオマーカーの開発・実用化研究」、25年度からは「高齢者うつ病の病態解明と治療評価のためのイメージングバイオマーカーの開発と実用化」を行っている。

(6) 既存資料の利活用の促進

内閣府では、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」（平成22年2月5日自殺総合対策会議決定）を踏まえ、22年4月以降、毎月、都道府県別及び市区町村別（自殺者の生前の住居地及び発見地）等の自殺統計データについて警察庁から提供を受け、「地域における自殺の基礎資料」の作成・公表を行っている。同年9月からは、自殺統計原票データの提供を受け、内閣府で集計・公表を行っており、23年3月の東日本大震災の発生を受け、同年6月からは、「東日本大震災に関連する自殺者数」の公表も行っている。22年まで警察庁において集計し、公表していた「自殺の概要資料」（年間の確定値データ）については、23年分より、内閣府が集計・分析を行うこととなっている。27年確定値データについては、「平成27年中における自殺の状況」として28年3月に内閣府と警察庁の共同で公表した。

自殺予防総合対策センターにおいては、自殺対策に活用できるよう、人口動態統計に基

づく地域別の自殺死亡統計の分析を継続的に実施している。平成21年4月に公表した「自殺対策のための自殺死亡の地域統計」は全国の二次医療圏及び市区町村ごとの自殺死亡の実態を詳細に分析したものであるが、その後23年3月、26年5月と全面的な改訂を行い、その結果をホームページで公表している。また、22年4月に公表した「自殺対策のための自殺死亡の地域統計(2)―自殺の手段、配偶関係、職業―」についても、27年8月に全面的に改訂し、全国の二次医療圏及び市区町村別の詳細な手段・配偶関係・職業別の自殺死亡統計を公表した。なお、自損行為についても、総務省消防庁救急企画室から全国の自損行為による救急搬送データベースの提供を受け分析を実施し、26年2月にその結果を公表した。

都道府県等においては、県衛生研究所等で人口動態統計、警察統計及び各県実施の統計等を用いて域内の自殺の状況の分析を行い、関連機関のネットワーク会議の資料又は対策を企画するに当たっての資料としている。

警察庁では、月別の自殺者数（総数、男女別及び都道府県別）を翌月上旬に速報値として公表し、中旬に暫定値として警察庁ホームページにより更新するとともに、その自殺統計原票データを内閣府に提供している。平成28年2月には、27年中の確定値を提供した。また、政府の東日本大震災に係る自殺対策に対応するため、23年6月から実施している東日本大震災に関連する自殺者に係るデータの内閣府への提供も引き続き行っている。

2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組

(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、毎年、9月10日から16日までの一週間を「自殺予防週間」、3月を「自殺対策強化月間」として定め、国、地方公共団体、関係団体、

民間団体等が連携し、啓発活動等を推進することとしてきた。また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、支援策を重点的に実施することとしている。

平成27年度の「自殺予防週間」及び「自殺

対策強化月間」では、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が中心となり、協賛団体と一体となって、集中的に啓発事業及び支援策を実施した。

内閣府では、関係省庁、地方公共団体等に関連事業の実施を呼びかけるとともに、支援

情報検索サイトによる相談会等の情報提供やインターネットポータルサイトのPR企画を活用したインターネット広告を行い、全都道府県及び政令指定都市の協力を得て、「全国一斉こころの健康相談統一ダイヤル」を実施した。



(自殺対策強化月間における
インターネット広告)



(自殺予防週間及び自殺対策
強化月間ポスター)



(自殺対策強化月間における新聞突出し広告)

(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

ア 児童生徒が命の大切さを実感することができる教育の推進

小学校及び中学校の学習指導要領（平成20年3月28日告示）においては、自他の生命を尊重する心を育てることを重視している（小学校：平成23年4月より全面実施、中学校：平成24年4月より全面実施）。また、「心のノート」を全面改訂して作成した道徳教育用教材「私たちの道徳」が平成26年度より全国の小・中学校において使用されており、本冊子においては、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような題材を盛り込むなど、命を大切に作る心の育成を図っている。さらに、教育再生実行会議の第一次提言等を踏まえ、平成27年3月に、道徳の時間を新たに「特別の教科 道徳」として位置付けることなどに係る学習指導要領の一部改正等を行った。

また、文部科学省では、児童生徒の心と体を守る啓発教材を毎年全国の小学5年生、中学1年生、高校1年生に配布（小学校：平成20年8月より実施、中学校・高等学校：18年3月より実施）し、その中でストレスへの対処法について解説するなど、児童生徒の心の健康教育の充実を図っている。

さらに、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、平成26年7月、学校における自殺予防教育導入の手引である「子供に伝えたい自殺予防」を作成し、27年度も引き続き教育委員会等に周知を図った。

加えて、「いじめ対策等総合推進事業」の一環として、児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等を身に付けさせるため、スクールカウンセラー等を活用した教育プログラムを実施するとともに、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、児童生徒の健全育成を目的として行う小・中・高等学校等の宿泊体験活動の取組を支援する経費を計上している。

また、自殺予防総合対策センターでは、中学校で実施する自殺予防教育プログラム「GRIP」を開発してその効果検証を行っており、Webサイトでも公開している。

イ 情報モラル教育の推進等

インターネットやスマートフォン、SNS等の普及が急速に進み、児童生徒が、それらを介したいじめ等によって自殺を引き起こすおそれなどがあることから、相手への影響を考え、適切に情報を発信する態度を身に付けることが重要となっている。このようなインターネットやスマートフォン、SNS等の急速な普及に伴う、情報化の影の側面への対応として、情報モラルに関する教育の推進に取り組む必要がある。

文部科学省では、小・中・高等学校の学習指導要領において、各教科等の指導を通して情報モラルを身に付けることとしている。特に、小・中学校の「特別の教科 道徳」において情報モラルに関する指導を充実することや、高等学校の必修教科である共通教科「情報」において情報モラルについて指導することを明記している。また、情報モラルに関する指導が確実になされるよう、教員による指導の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm）や、教員が適切な指導を行うための児童生徒向けの動画教材・教員向けの手引書（http://jouhouka.mext.go.jp/school/information_moral_manual/index.html）及び、情報モラルに関する教育を行うための参考資料として「情報モラル教育実践ガイダンス」（<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/index.html>）を周知するなど、学校における情報モラルに関する教育の充実を図っている。

また、総務省では、放送分野における青少年のメディアリテラシー向上を目的とする小・中学生及び高校生向けの教材を開発し、教育関係者を中心に広く一般に提供してき

た。平成20年度からはWebサイト「放送分野におけるメディアリテラシー」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html)を開設し、開発した教材の掲載や、教材を活用した授業実践パッケージ（授業レポート、授業指導案、ワークシート等）の作成・公開を行っている。一方、インターネットや携帯電話等の分野においては、ICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラムである「伸ばそうICTメディアリテラシー～つながる！わかる！伝える！これがネットだ～」を開発・公開し、その普及を図っている。また、「インターネットトラブル事例集」を21年度から作成し、インターネットの安心・安全な利用に向けた啓発講座等において活用している（教育の情報化推進ページ：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_johoka/index.html）。

さらに、総務省と文部科学省は、通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座（e-ネット安心講座）を全国規模で行うe-ネットキャラバンの活動を、平成18年度から全国において実施している。

なお、平成21年4月から施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）において、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとされていることから、引き続き、情報モラルに関する教育の一層の推進に取り組んでいく。

ウ 有害情報対策の推進

内閣府では、青少年インターネット環境整備法において青少年のインターネットの適切な利用に関する事項について広報啓発活動を

行うよう定められていることから、青少年の適切なインターネット利用に係る広報資料の配付やフォーラムの開催等の広報啓発活動を実施している。

また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第3次）（平成27年7月30日子ども・若者育成支援推進本部決定）において保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動を行うよう定められていることから、保護者向け広報資料の作成及び公開等の普及啓発支援を実施している（インターネット利用環境整備Webサイト：<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>）。

文部科学省では、スマートフォン等を始めた様々なインターネット接続機器の普及に伴い、インターネット上でのいじめや、違法・有害情報サイトを通じた犯罪等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、青少年インターネット環境整備法等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムや、普及啓発資料の配布等を通して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進している。

(3) うつ病についての普及啓発の推進

厚生労働省では、精神保健福祉普及運動として、毎年、「精神保健福祉全国大会」を開催し、全国の精神保健福祉関係者や一般の方々を対象として、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を行うとともに、各都道府県等においても、大会や講演会の実施等、地域住民に対する知識の普及、理解の促進を図っている。また、「うつ対策推進方策マニュアル」、「うつ対応マニュアル」を関係機関に提供するなど、うつ病を始めとする精神疾患に関する普及啓発の推進を行っている。

また、こころの不調・病気に関する説明や、各種支援サービスの紹介など、治療や生活に役立つ情報を分かりやすくまとめた「みんな

のメンタルヘルス総合サイト」(<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html>)、10代・20代とそれを取り巻く人々（家族・教育職）を対象に、本人や周囲が心の不調に気づいたときにどうするかなど分かりやすく紹介する「ここもメンテしよう～10代20代のメンタルサポートサイト～」(<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/index.html>)の2つのWebサイトを設置し、普及啓発に取り組んでいる。

地方公共団体においては、心の健康に関するホームページを作成し、各種精神疾患に関する基礎的情報やうつ病等の対処方法、地域内の医療機関の情報の掲載、及び行政サービスや相談窓口の紹介を行い、また、同様の内容のパンフレットを配布する等により、地域の実情に応じた普及・啓発を行っている。

(4) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

内閣府では、正しい知識の普及啓発を図るため、平成27年度の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、支援情報検索サイトによる相談会等の情報提供を行うとともに、インターネットポータルサイトのPR企画を活用したインターネット広告を実

施した。

厚生労働省では、24時間365日、全国からつながる電話相談窓口を設置し、被災地を始めとして、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々からの相談を受け、具体的な解決につなげるための寄り添い支援を行う相談支援事業の中で、性別や同性愛に関わる相談の専用回線を設置し、様々な相談への対応を行っている。

また、精神医療従事者に対する研修の中で、性同一性障害に関する講習を行っている。さらに、障害保健福祉担当者の全国会議において、地方公共団体に対して性同一性障害の相談窓口の設置や普及啓発をお願いしている。

法務省の人権擁護機関では、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」及び「性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、啓発冊子の配布をするほか、性的指向及び性同一性障害をテーマとした人権啓発ビデオ「あなたが あなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」やスポット映像をYouTube法務省チャンネルを通じて配信するなどの各種啓発活動を実施している。

若年層向け自殺対策の取組について【栃木県】

若年層向け自殺予防DVD・CM作成事業
= 「こころがツライと感じたら
～ストレスと上手につきあい毎日を楽しく暮らそう～」 =

(実施期間) 平成26年度

(実施経費) 平成26年度 5,178千円
 (5,178千円)

(実施主体) 栃木県

【事業の背景・必要性】

栃木県における自殺者数は、平成10年に500人を超えて以来、21年の630人をピークに減少し、25年には489人となり16年ぶりに年間500人を下回ったものの、依然として厳しい状況が続いている。

また、年齢別に見ると、他の世代に比べ10～20代についてはおおむね横ばいで推移しており、さらに年齢別死因別順位では、10代・20代ともに第1位が自殺であり、20代については、約半数が自殺で亡くなっている。そのような現状を踏まえると、10～20代の若年層の自殺対策が必要である。

10万人あたりの自殺者数（年代別・栃木県）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
10代	1.8	2.7	3.0	3.0	3.9	2.3
20代	27.0	30.5	25.1	23.1	23.7	32.3
30代以上	35.2	35.8	32.5	33.1	28.5	29.2

年齢別死因第1位（平成25年・栃木県）

年齢階級	第1位		
	死因	死亡数	割合（%）
10代	自殺	9	25.7
20代	自殺	52	48.1
30代	自殺	61	32.8

【事業目標 事業内容】

（事業目標）

主に10～20代の若年層の自殺予防として、

- ① ストレスとの付き合い方
- ② こころのサインの気付き方
- ③ 対人問題への対応
- ④ 精神疾患の知識

を柱に、「こころのケア」、「こころのSOS」に関する基本知識や、正しく対処するためのノウハウを分かりやすく学べるコンテンツにまとめ、「こころの健康」に関する普及啓発を図る。

また、悩みを抱えている若者及びその周囲の人に対して、適切な相談先へ誘導する。

（事業内容）

(1) 若年層向け自殺予防DVDの作成・配布

① テーマ：若年層の「こころのケア」、「こころのSOS」

② 対 象：10～20代の若年層及びその周囲の方々

③ 配布先：栃木県内の中学校・高等学校・大学・市町・健康福祉センター・
 その他若年層に関わる関係機関

④ 動画配信：栃木県ホームページ及び動画サイト

⑤ その他：自殺関連イベント・講演会等において放映



(2)若年層向け自殺予防CMの制作

若年層が抱える「こころの問題」については、周囲の人々の気づきやつながりが大切であることから、悩みを抱える人に対して相談を呼びかける内容とし、様々な媒体で使用できるようにするため、TV用、ラジオ用、Webサイト用の3パターンを作成した。

【事業実施にあたっての運営体制】

内容の検討及び学校等への配布について、栃木県教育委員会及び栃木県精神保健福祉センターと連携を図った。

【事業の工夫点】

- (1)DVD及びCMの内容については、ストレスや精神疾患などの基礎知識やその対応などを取り扱っており、適切かつ効果的な内容とするため、精神科医に監修を依頼した。
- (2)若年層が親しみやすいシンプルなイラストを採用した。
- (3)中学生、高校生、大学生、社会人と、各年代の事例を取り上げ、各年代で学べるようにチャプター毎に分け、各チャプターを5分間程度に編集し、様々な場面で活用できるようにした。

【事業成果及び評価、今後の課題、その他特筆すべき点】

- (1)中学校・高等学校等への配布や、各イベント、講演会で放映することにより、若年層を始め、多くの県民の方から反響があった。
- (2)内容についても、難しい表現を避け、分かりやすく解説している点が好評であった。
- (3)CMについては、動画サイトで配信することでより多くの方が視聴することができた。
- (4)学校等における活用方法については、各学校に任せているが、今後は効果的な活用方法を検討していく必要がある。



(栃木県保健福祉部障害福祉課)

3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組

(1) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上

うつ病の患者の多くが、内科等の精神科以外の医療機関にかかっているという報告もあり、厚生労働省では、生涯教育等の機会を通じ、精神科以外の診療科の医師に対して、うつ病等の精神疾患について診断・治療技術の向上を図ることとしており、平成20年度から精神科を専門としない医師を対象とした「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施している。23年度からは、医師以外の保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等も対象に加え、研修の充実を図っている。

(2) 教職員に対する普及啓発等の実施

文部科学省では、平成22年度から、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に、児童生徒の自殺予防への関心を高めるとともに、自殺予防に必要な基礎的知識の習得と理解を図ることを目的として全国4ブロック（27年度は東京、京都、仙台、福岡）で「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催している。

高等教育段階については、大学等の学生関係副学長・部課長等を対象とした会議等の様々な機会を通じて、学生の自殺防止に対する指導の充実・徹底の周知を図っている。

また、独立行政法人日本学生支援機構では、平成27年度に、「心の問題と成長支援ワークショップ」として、大学等の教職員を対象に、自殺を含む学生の心の問題や成長支援に関する課題やニーズについてのワークショップを開催し、学生支援を担当する教職員個々の専門的知識・ノウハウの修得を促進した。

性同一性障害に係る児童生徒に対しては、児童生徒の心情に十分配慮した適切な対応が必要であり、教職員等の理解を促進するため、各教育委員会の生徒指導や人権教育の担

当者が出席する会議において、性同一性障害に係る児童生徒の心情に十分配慮した対応を行うことを引き続き要請するとともに、平成27年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、学校における適切な教育相談の実施等を促している。

また、平成28年4月、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」の教職員向け周知資料を公表し、全国の教育委員会等に周知した。

(3) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

地域保健行政を行う都道府県・市区町村の保健所又は保健センター等では、心の健康等に関する相談を行っているが、地域保健・健康増進事業報告によると、全国の保健所及び市区町村における心の健康づくりに関する相談件数は、平成17年度の61,329件から、26年度には159,440件と、10年間で約2.5倍に増加しており、保健所等における相談窓口の機能はますます重要となっている。自殺予防総合対策センターでは、自治体、保健所、精神保健福祉センター、精神科医療機関、民間団体等で自殺予防に関する相談業務に関わっている者の資質向上のため、専門的な研修の企画、実施、自治体等における研修への協力を行っている。平成27年度の研修（計4回）には346人が受講した。

また、職場でのメンタルヘルス対策を含む産業保健活動を推進するため、全国の産業保健総合支援センター等において、産業医、保健師等を始めとする産業保健スタッフ等に対し研修を実施している。

(4) 介護支援専門員等に対する研修の実施

介護支援専門員等は、要介護者等の要望や心身の状況、置かれている環境等を適切に把握し、誰もが安心した生活を営めるよう、自立支援に資するサービスを多職種連携により総合的に提供する役割を担っている。厚生労働省では、これらの介護支援専門員等の介護サービスに従事する者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺予防に資する知識の普及を図ることとしている。

(5) 民生委員・児童委員等への研修の実施

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立った相談・援助等を行う地域福祉推進の中心的担い手である。民生委員・児童委員が、様々な理由により生活上の困難を抱える地域住民に対して支援を実践していく中で、地域における心の健康づくりや自殺予防につながることを期待される。

厚生労働省では、このような民生委員・児童委員の資質向上を図るため、都道府県等に対し、相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得させる研修事業へ補助を実施している。

(6) 連携調整を担う人材の養成の充実

自殺予防総合対策センターにおいて、平成19年度から、自殺対策を企画立案する自治体の担当者がその企画立案能力を修得することを目的として、自殺対策の企画立案に携わる者等を対象とした「自殺総合対策企画研修」を行い、27年度は34の都道府県から78名が受講した。

内閣府では、地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、専門家以外のゲートキーパー等の連携を促進するための関係者間の連携調整を担う人材を養成するため、自治体、関係団体、民間団体等の関係者を対象として、東日本・西日本の各ブロックで「自

殺対策官民連携協働ブロック会議」を開催した。また、同会議に併せて、地方公共団体が自殺の実態、地域の実情に応じた対策を企画、立案、実施できるようにするため、「自殺対策人材養成研修」を開催した。

(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上

自殺統計によると、平成27年の自殺の原因・動機の第2位は「経済・生活問題」であり、このうち多重債務を原因として667人が自殺している。このような状況を改善するため、社会全体で多重債務問題の解決に向けた取組を進めていくことが求められている。

政府としては、平成19年4月に、多重債務問題の解決に向けて関係省庁及び関係機関が取り組むべき施策をまとめた「多重債務問題改善プログラム」を策定しており、同プログラムに基づき、取組が進められている。

特に多重債務者に対する相談窓口については、都道府県、市区町村、財務局等で多重債務相談を行う職員及び相談員の資質の向上のために、平成19年に多重債務者相談に当たる職員及び相談員を対象とした「多重債務者相談マニュアル」（冊子及びDVD）を作成し、全国の自治体等に配布した。23年8月には、同マニュアルを大幅に改訂した「多重債務者相談の手引き」を金融庁・消費者庁において作成・公表し、全国の自治体等に配布するとともに、同年12月より、財務局等において実施している自治体の人材育成の支援のための研修に際して、同手引きの内容の普及を図っている。同手引きにおいては、心の問題・心のケアへの対応についての項目が新たに追加され、適切な相談対応の方法や、相談者を専門家につなぐ際の留意事項等について記載されている。さらに、金融庁では、金融サービス利用者相談室の相談員に対して、28年2月に、映像（内閣府作成（「こころのサインに気づいたら」）ゲートキーパー養成研修用DVD）を利用した研修を行い、多重債務等相談者に対応する際の相談員の資質向上に努

めている。

また、消費者庁では、地方消費者行政推進交付金等により、例えば多重債務問題に関する研修の実施など地方公共団体が実施する取組に対する支援を行っているほか、独立行政法人国民生活センターにおいても、地方公共団体の消費生活相談員に対し、多重債務問題に関する研修を実施するなどの支援を行っている。

厚生労働省では、ハローワークの職員に必要とされる職業相談技法の修得のための研修の中にメンタルヘルスについての研修を盛り込み、職業相談を実施する職員が、メンタルヘルスについての正しい知識を修得できるようにしている。ハローワークの職業相談窓口においては、求職者の抱えている問題を把握し、これを踏まえた的確な支援を適時適切に実施することが求められていることから、ハローワークの職員が、引き続き専門的なサービスを提供することができるよう、各都道府県労働局において、キャリア・コンサルティング研修等を実施している。

(8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

公的機関の職員が業務として自殺者の遺族等に対応する場合には、名誉及び生活の平穏を不当に侵害することのないように十分配慮しなければならない。このため、警察では、警察職員が自殺者、自殺者の遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者の遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対応等に取り組んでいる。

また、消防では、消防職員が遺族等に対して適切な対応を図れるよう、各消防本部や各消防学校での教養訓練を通じて、消防職員の資質の向上に取り組んでいる。

(9) 研修資材の開発等

厚生労働省では、前述の「自殺未遂者及び自殺者遺族等へのケアに関する研究」におい

て、地域の精神保健従事者が研修資材として活用できるものとして、自殺未遂者のケアに関する救急医療従事者向けのガイドラインや自死遺族等へのケアに関するガイドラインを作成した。

また、自殺予防総合対策センターにて、地方公共団体及び民間団体で相談に従事する者に対する研修の企画実施に協力している。

(10) 自殺対策従事者への心のケアの推進

保健所の保健師や民間の電話相談の相談員等自殺予防や遺族支援に従事する者は、時には相談者を助けることができないこともあるなど強いストレスにさらされることも多く、いわゆる“燃え尽き症候群”等で自らの心の健康を損なうおそれもある。

このため、自殺予防総合対策センターにおいて実施している相談支援に関する研修カリキュラムの中に、相談員自らの心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込んでいる。

(11) 様々な分野でのゲートキーパーの養成の促進

平成22年9月に厚生労働省自殺・うつ病対策プロジェクトチームが取りまとめた「過量服薬への取組」において、薬剤師には、向精神薬乱用が疑われる患者への声かけや必要に応じた処方医への疑義照会等により、過量服薬のリスクの高い患者の早期発見、適切な受診勧奨等の役割が期待されている。これを受けて公益社団法人日本薬剤師会では、服薬情報を一元的・継続的に把握し重複投薬の防止などを実施するかかりつけ薬剤師・薬局の推進のほか、都道府県薬剤師会に対して薬剤師を対象とした研修会の開催を呼びかけ、過量服薬防止や自殺予防を念頭に置き、きめ細やかな服薬指導や服薬状況の確認、適正な服薬に関する支援等、患者と薬の関係をより丁寧に支援することを始め、処方医や専門機関との連携等を促進するなどの取組を実施している。

また、理容師については、平成24年度から全国理容生活衛生同業組合連合会において組合又は支部ごとにゲートキーパー講習を開催し、ゲートキーパーの養成に努めている。

内閣府では、平成27年度の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、ゲートキーパーとしての役割が期待される団

体等に対して、ゲートキーパーとしての取組を行ってもらうための協力の呼びかけを行った。また、必要な基礎的知識の普及を図るため、ゲートキーパー手帳及びゲートキーパー養成研修用DVDをホームページ上に掲載している。

4 心の健康づくりを進める取組

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

「労働安全衛生調査（実態調査）」（平成25年）（厚生労働省）によると、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者は5割を超えている。また、「過労死等の労災補償状況」（平成26年度）（厚生労働省）をみると、精神障害に係る労災請求件数、支給決定件数はともに過去最多となっている。このように、労働者のメンタルヘルス対策が重要な課題となっている中で、労働者のメンタルヘルスの不調の未然防止を図るため、ストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査）の実施を事業主に義務付ける（ただし、従業員50人未満の事業場については、当分の間努力義務）こと等を内容とする改正労働安全衛生法が26年6月に公布され、27年12月から施行された。事業場におけるストレスチェックの実施により労働者自身の気づきを促すとともに、その結果を踏まえた面接指導と事後措置が適切に行われるよう、制度の周知・支援等を進めることとしている。

また、事業場の取組を支援するため、全国の産業保健総合支援センターにおいて、管理監督者への教育研修、職場復帰支援プログラムの作成など、職場のメンタルヘルス不調の未然防止から職場復帰支援に至るまで、職場のメンタルヘルス対策の総合的な支援を実施している。さらに、産業医の選任が義務付けられていない50人未満の労働者を使用する小

規模事業場に対しても、メンタルヘルス対策の取組が促進されるよう、ストレスチェック制度に関する助成金制度を設けるとともに、産業保健総合支援センターの地域窓口において、メンタルヘルス対策に係る相談、ストレスチェックの結果、ストレスが高いと判断された労働者に対する医師の面接指導等を実施している。

さらに、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」（<http://kokoro.mhlw.go.jp/>）において、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、メンタルヘルスに関する基礎知識、事業場の取組事例等の情報提供を行っているほか、平成26年度からはメール相談を実施するなど、職場のメンタルヘルスに関する様々な取組を展開しているところである。

なお、過重労働による健康障害については、長時間労働が行われているおそれがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、健康診断、医師による面接指導等の実施状況について確認するとともに、必要な指導を行っている。また、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備を推進している。さらに、小規模事業場に対する支援として、全国の産業保健総合支援センターの地域窓口において、長時間労働者に対する医師の面接指導を実施している。

また、平成27年度から、働く人のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する電話相談窓口として「こころほっとライ

ン」を開設し、労働者やその家族等からの相談に応じている。

過労死等の防止のための対策については、平成26年11月1日に施行された「過労死等防止対策推進法」(平成26年法律第100号)に基づき、過労死等防止対策推進協議会の意見を聴いた上で、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月24日閣議決定)を策定した。さらに、この大綱に沿って、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の対策に取り組んでいる。

そのほか、各都道府県に設置している地域障害者職業センターにおいてうつ病等による休職者の職場復帰支援(リワーク支援)を実施している。休職者本人、事業主、主治医の3者の合意のもと、生活リズムの立直し、体調の自己管理・ストレス対処等適応力の向上、職場の受入体制の整備に関する助言等を行い、うつ病等による休職者の円滑な職場復帰を支援している。

また、全国の主要なハローワーク等において、臨床心理士、弁護士等の専門家による巡回相談を実施している。

さらに、47都道府県と全国364の地域(二次医療圏)に設置されている「地域・職域連携推進協議会」において地域保健と職域保健が連携して、地域の実情に応じたメンタルヘルス対策推進のための事業を実施している。職場におけるセクシュアルハラスメントは、労働者の心身の健康に影響を及ぼすものであり、メンタルヘルスの観点からもセクシュアルハラスメント対策の充実を図る必要がある。このため、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)では、労働者及び事業主等からの相談に適切に対応するとともに、事業主のセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の措置義務を徹底するため、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和47年法律第113号)及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき措置につい

ての指針」(平成18年厚生労働省告示第615号)の内容について、周知・啓発を図り、措置を講じていない事業主に対しては是正指導を行っている。

メンタルヘルス不調を引き起こす可能性のあるパワーハラスメントについては、平成23年度に、職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議を開催し、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめた。厚生労働省では、この問題に取り組む社会的な気運を醸成するためのリーフレット等を作成し、都道府県労働局等を通じて配布しているほか、啓発用Webサイト「あかるい職場応援団」(<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>)を開設し、対策に取り組んでいる企業の紹介、社内アンケートや就業規則のひな形、研修資料、パワーハラスメントに関する動画や裁判事例の掲載等、様々な情報を提供している。また、企業がパワーハラスメント対策の基本的な枠組を構築する際に参考となる「パワーハラスメント対策導入マニュアル」を策定し、これを活用したパワーハラスメント対策支援セミナーを全国規模で開催している。

(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備

精神保健福祉センターや保健所における心の健康相談機能を向上させるとともに、自殺対策連絡協議会等を通じて、精神保健福祉センター等の地域保健分野の機関と、産業保健分野、教育機関、医療機関、地方自治体、民間団体が連携し、地域における心の健康づくりを推進することが重要である。

平成21年度以降は、地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金により、都道府県及び市区町村において、関係機関が連携して自殺対策に取り組むためのネットワークの構築、研修の実施による相談員等ゲートキーパーになり得る人材の養成、電話相談や対面相談事業の実施による相談体制の強化、講演会の開催やパンフレットの配布、睡眠

キャンペーンの実施等による普及・啓発、住民に対するメンタルヘルスチェックの実施による心の健康に関する意識の向上及び心の不調の早期発見の推進、調査・分析の実施による各地域の状況の把握と効果的な対策の検討等により、総合的な心の健康づくり対策に取り組んでいる。

自殺予防総合対策センターにおいて、自治体、精神保健福祉センター、保健所、民間団体等に対する研修を行い、地域における心の健康づくりの推進を支援している。また、関係機関相互間における連携体制の構築を図り、円滑な連携を図ることを目的として、平成18年から全国レベルでの「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、関係機関における連携体制の推進を図っている。さらに、「科学的根拠に基づく自殺予防総合対策推進のためのコンソーシアム」準備会（以下「コンソーシアム」という。）を発足させ、学術団体・研究機関、地方公共団体、関係団体及び民間団体等の連携による自殺対策に関する科学的根拠の創出、集約及び情報発信に取り組むこととした。26年度には、応用統計、宗教学の専門家をコンソーシアムの委員会に迎えて学際的な検討体制を強化した。また、ニューズレターを4回発行するとともに、若年者支援にかかわる学際的な領域の研究者・援助者を招集して若年者のワーキンググループを設置し、26年度末には報告書を刊行した。

また、全国に約1万5,000館が存在する公民館を始めとした社会教育施設は、様々な世代が交流する地域の拠点施設となっているものが多い。

平成25、26年度と実施した、地域の様々な現代的課題解決に取り組む公民館等の取組を支援する「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の成果を踏まえ情報提供を行い、引き続き公民館等の社会教育施設における自主的な取組を促進する。

また、都市公園は、健康づくりやスポーツ・レクリエーション、教養・文化活動等、様々な余暇活動の場や、身近な自然との触れ

合いの場として、心身の健康を育む機能を有している。このため、国土交通省では、地域住民が集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いていける身近な都市公園の整備を計画的に進めることとしている。

さらに、農林水産省では、農山漁村における高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、高齢者の生きがい発揮に資する取組を支援し、快適で安心な生産環境・生活環境づくりを推進することとしている。

(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備

ア 学校における健康相談等の充実

メンタルヘルスなど多様化、深刻化している子供の現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本となる。

このため、文部科学省では、全ての教職員が子供の心身の健康に関する問題について、児童生徒や保護者等に対して、関係者が連携し相談等を通して問題の解決を図り、学校生活によりよく適応していけるよう支援するためのシンポジウムを開催した。

また、養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を担うべき存在であることから、文部科学省では、養護教諭を対象とした各種研修会等を開催し資質の向上に努めるとともに、養護教諭がその役割を十分果たせるようにするための環境整備等を積極的に進めている。

イ スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実について

現代社会の変容に伴い、児童生徒が直面する問題はますます複雑多様になっており、様々な問題は、親と教員だけで解決できないことも多い。こうした多種多様な要因を背景とした児童生徒の相談に対して、教員という教育の専門家のほか、スクールカウンセラーのような臨床心理の専門家を活用して臨むケースが増えており、学校における相談体制

において、今やスクールカウンセラーは不可欠の存在になりつつある。

また、児童生徒が置かれた様々な環境に働き掛けたり、児童相談所等の関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な方法を用いて問題を抱える児童生徒を支援するために、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置する学校、教育委員会が増えている。

文部科学省では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助を行っており、引き続き取組を継続し、教育相談体制の充実に努めることとしている。

ウ 学校における労働安全衛生管理体制の整備

労働安全衛生管理体制の整備は、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては、学校教育全体の質の向上に寄与する観点から重要である。このため、文部科学省では、公立学校等における労働安全衛生管理体制の状況について調査を行うとともに、担当者会議や通知の発出等を通じて、学校における労働安全衛生法に基づく管理体制の整備を促しているところである。引き続き、体制の整備が進められるよう取り組むこととしている。

(4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

東日本大震災から5年以上が経過し、住宅再建が進む一方で、なお多くの被災者が長期避難を余儀なくされている。このような被災者の避難の長期化が見込まれる中で、平成25年には、被災者の健康面を中心とした影響等に対応するため、復興大臣を座長とし、関係府省局長級により構成するタスクフォースを立ち上げ（平成25年11月）、「施策パッケージ」を策定した（同年12月）。

また、平成26年7月には、見守り等の支援体制の充実、住居に係るコミュニティ形成への工夫、被災者の「心」の復興、子供に対する支援など、現場における多岐にわたる課題に対応する「被災者の健康・生活支援に関する総合施策」を策定し（26年8月25日）、27年1月には、50の対策からなる「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定した。

この「総合対策」は、施策の具体化と新たに追加した取組により、仮設住宅等で避難生活を送られる被災者の方々の心と体の健康への支援や災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援、被災者支援の総合的な推進等に取り組むための50の対策を取りまとめたものである。

避難の長期化や被災者の分散化などによる様々な課題に対応するため、この「総合対策」をもとに、見守り活動の推進に必要な相談員等の確保やコミュニティ形成の支援、被災者の人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って暮らしていただくための「心の復興」事業など、被災者支援に当たっている。

消費者庁では、関係府省、地方公共団体及び消費者団体等と連携した食品と放射能に関する情報提供や消費者との意見交換会など、リスクコミュニケーションを通じ、食品中の放射性物質に関する正確な理解の増進を図っている。

こうした取組によって、消費者が将来の健康に対して過度の不安に陥ることなく、自ら安全な食品を選択することを可能とし、ひいては第一次産業従事者等の生産意欲を喚起することにもつながるものと期待している。

COLUMN 6

被災地における取組について

ふくしま心のケアセンターによる被災地住民への自殺対策の取組

【事業の背景】

福島県においては、地震・津波災害に加え、原発災害の特殊性から今なお10万人近い住民が避難生活を余儀なくされている。そして、例えば震災関連死、なかでも震災関連自殺は他被災県に比して突出して多く（警察庁まとめ）、また最近の福島県の自殺統計の解析結果からも、震災後一旦低下した自殺傾向が再び上昇に転じつつある傾向が認められる。これらのことから被災住民への自殺対策が急がれている。

【事業内容】

1 ふくしま心のケアセンターの紹介

ふくしま心のケアセンター（以下当センター）は、厚労省の予算（被災者の心のケア事業支援費補助金）を県が受託した形で運営されている。震災後ほぼ1年経過して設立され、被災者のメンタルヘルスを行う大きな拠点としての役割を担っている。40名程度の様々な専門職（保健師・看護師、ソーシャルワーカー、臨床心理士など）が県下5か所の方部センターに分かれ、市町村や他の既存支援組織と連携しながら活動している。具体的な活動内容は、①アウトリーチ（訪問）サービス、②サロンなどの集団活動、③電話相談、④専門職支援や研修、⑤各種講演など多岐にわたる。

2 当センターの自殺予防の試み

(1) 訪問等による相談対応における自殺予防

訪問や来談者サービス、あるいは電話相談において、希死念慮等の訴えがある住民の対応を行っている。以下の表には、最近の自殺リスクを有した住民への相談件数を記載している。例年5,000件を超す相談を受けているが、その中の1%強が自殺リスクを有するケースと考えられる。相談は自主あるいは強制を問わず避難者が多く、かつ女性に多い傾向にある。

自殺リスク住民の相談件数

※暫定値

	全体の相談延べ件数	「希死念慮あり」 相談延べ件数
H25年度	5,566件	21件（0.4%）
H26年度	6,166件	98件（1.6%）
H27年度 （4/1～1/31）	4,047件※	64件（1.6%）※

(2) 講演活動など

うつ病や自殺、睡眠障害に関連した、専門職向けの各種研修を毎年数回行っている。また昨年は郡山市で市民向けの自殺予防の公開講座も行った。また自殺予防週間には、街頭でのビラ配りなどの市民向け活動を展開している。

(3) ゲートキーパー養成のための講師派遣

当センターが特に重視しているのが、社会福祉協議会が管轄している相談員事業であり、この生活支援員らに対する自殺予防のための研修等を行っている。

(4) 自殺後のポストベンション

不幸にして、被災者等の自殺があった際には、要請に応じてポストベンションを行っている。昨年はいわき方部センターの管轄区域で避難者が自殺し、その避難者が居住していた仮設住居を中心に、生活支援員の研修やケアも行いつつ介入した。

(5) アルコール問題に対する対応

福島県民はもともとアルコール消費量が多いこと、また飲酒問題が自殺と直結している問題であることから、一昨年より県の委託を受け「アルコール対応力強化事業」を自殺予防の一環として展開している。当センターでは、被災者に受け入れられやすい節酒モデルによる介入を前提とした各種研修を実施している。また昨年夏には市民向けの公開講座「お酒とのうまく付き合い方」を行った。

(6) 県民健康管理センターとの連携

福島県立医科大学・県民健康管理センターが行っている県民健康調査によって同定された自殺等のハイリスク群に対する緊急支援を実施している。

昨年夏、いわき市で行われた市民向け講演会の様子



【今後の課題】

福島県においては、被災者の支援ニーズに対して、マンパワーの不足から専門職が十分に応えられていない現状がある。したがって今後、自殺等の深刻な問題に対応できるような専門職を増やす試みがまず必要である。その上で、来年度に向けたいくつかの課題がある。①かかりつけ医との連携強化、②ゲートキーパー、特に各種相談員に対する継続的研修システムの構築、③疲弊した支援者への支援、④アルコール対策の一層の充実などが、喫緊の課題として当センターに求められている。

文責：前田正治（福島県立医科大学、ふくしま心のケアセンター）

5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組

(1) 精神科医療を担う人材の養成など精神科医療体制の充実

適切な医療を提供することができる精神科医療体制を整備するため、平成20年度より自殺予防総合対策センターにおいて「心理職等自殺対策研修」を開始し、22年度からは精神科医療機関等で働く心理職を対象に「心理職自殺予防研修」として実施しており、27年度は98名が受講した。

平成23年度は、地域自殺対策緊急強化基金の活用により、各都道府県において、精神医療従事者を対象とした研修を実施し、精神医療の質の向上を図った。

さらに、平成23年度から治療を中断している患者、長期入院後退院した患者などに対し、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うためのアウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）に従事する関係者を対象に「精神障害者アウトリーチ推進事業」の中で研修を行っていたところであり、26年度からは精神障害関係従事者養成研修事業（地域生活支援事業）により、アウトリーチに従事する医師等及び地域での精神科訪問看護に従事する看護師等を対象に、基本的知識及び技術の習得に資する研修を実施している。

また、うつ病に対する効果が明らかとなっている認知行動療法については、「精神療法の実施方法と有効性に関する研究」（こころの健康科学研究事業）において実施マニュアルを作成し、厚生労働省のWebサイトに公開している（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/kokoro/index.html>）。また、平成22年度の診療報酬改定においては、認知療法・認知行動療法について、診療報酬上の評価を新設した。普及に向けては、23年度から、医師等精神科医療従事者を対象に、実施者養成のための研修を実施している。

(2) うつ病の受診率の向上

平成18年度に実施した「こころの健康についての疫学調査に関する研究」（こころの健康科学研究事業）における調査によれば、うつ病と診断できる状態の人が医療機関を受診している率は約3割と低い状況にあった。厚生労働省では、うつ病についての正しい理解への普及啓発を行うことにより、本人や周囲のうつ病に対する理解を進めることとしている。

平成20年度からは、かかりつけ医等が適切にうつ病を判断し、速やかに専門医療につなげられるように、精神科を専門としない医師を対象とした「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施している。各地方公共団体が本研修事業により実施した、25年度までの受講者数の累計は2万5,000人を超えている。また、23年度からは医師以外の保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等も対象にした研修を実施し、うつ病の早期発見、早期治療の推進を図っている。

さらに、一般かかりつけ医と精神科医の連携強化及び精神医療の質の向上を図るため、一般かかりつけ医から精神科医の紹介体制の構築や、両者の連携のための会議の開催等を各都道府県で実施している。

(3) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上【再掲】

「3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組（1）かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上」を参照。

(4) 子供の心の診療体制の整備の推進

様々な子供の心の問題に幅広く対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を平成20年度より

3か年のモデル事業として実施してきた。23年度からは、本モデル事業の成果を踏まえ、「子どもの心の診療ネットワーク事業」として事業の本格実施を行っている。

(5) うつ病スクリーニングの実施

保健所、市町村の保健センター等による訪問指導や住民健診、健康教育・健康相談等の機会を活用することにより、地域において、うつ病の懸念がある人の把握を進めている。

特に高齢者については、閉じこもりやうつ状態になることを予防することが、介護予防の観点からも必要であり、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進することが重要である。このため、地域では市町村が主体となって高齢者の介護予防や社会参加の推進等のために多様な通いの場を整備するなど、様々な取組を実施しており、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を実施している。

(6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）は、アルコール依存症等のアルコール健康障害が自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮がなされること、を基本理念としてアルコール健康障害対策を実施することを定めている。内閣府では、この基本理念を踏まえながら、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、平成28年5月末までにアルコール健康障害対策推進基本計画を策定するため準備を進めている。

また、同法第10条に基づくアルコール関連問題啓発週間（毎年11月10日～16日）において、自殺等の問題を含むアルコール関連問題

についての啓発に取り組んでおり、平成27年度においては、アルコールと自殺との関連についての講演も含んだ啓発フォーラムを全国6か所（北海道、愛知県、三重県、奈良県、岡山県、広島県）で開催した。

さらに、自殺予防総合対策センターにおいては、自殺の背景には、うつ病、アルコール依存症、統合失調症、薬物依存症、パーソナリティ障害等の多様な精神疾患があること、精神疾患は自殺の危険因子であって、自殺予防の具体的な介入の可能性があることを踏まえ、自殺のハイリスク者への援助者としての適切な態度や対応の獲得、総合的な精神科医療の提供、チーム医療の実現、地域連携を目指し、自殺のハイリスク者の支援についての基礎と先駆的・試行的取組を、研修プログラムの中で積極的に紹介するとともに討議を行っている。平成22年度以降、「精神科医療従事者自殺予防研修」を継続して実施し、27年度は170人が受講した。（※ハイリスク者としての自殺未遂者の対策については「7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組」に再掲）

(7) 慢性疾患患者等に対する支援

自殺統計によれば、自殺の原因・動機は、「健康問題」によるものが最も多く、慢性疾患等に苦しむ患者等からの療養生活上の相談や心理的ケアを適切に受けることができるよう、看護師の資質の向上が強く求められている。

厚生労働省では、地域医療介護総合確保基金を通じて、がんや糖尿病といった専門分野における実務研修や専門領域の実務的な知識・技術の向上を図るための実務研修等を行う都道府県に対して財政支援を行い、看護師の資質の向上を推進している。

6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組

(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

自殺対策には、自殺の発生状況やその背景（年齢層、性別、産業構造など）に地域特性があることから、地域における自殺の要因などの実情に合わせ、問題を抱えた人に対する相談・支援体制の整備・充実を図るとともに、相談機関の存在を知らないため十分な社会的支援が受けられないことがないように関係機関の幅広い連携により相談窓口などを周知するための取組を強化する必要がある。

そのため、内閣府では、「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、相談窓口を周知する取組を実施している。

また、自殺を防ぐための地域における相談体制の充実を図り、相談しやすい体制の整備を促進するため、都道府県・政令指定都市が実施している公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定し、平成20年9月10日より「こころの健康相談統一ダイヤル」として運用を開始した（0570-064-556）。28年4月現在、全55自治体（全都道府県、札幌市、さいたま市、新潟市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、熊本市）が加入しており、27年の電話件数は約21万4,400件となっている。

さらに、平成27年度の自殺予防週間（9月10日から9月16日まで）及び自殺対策強化月間にあわせて、「全国一斉こころの健康相談統一ダイヤル」を実施した。また、厚生労働省では、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人からの相談を24時間365日無料で受け、具体的な問題解決につなげるための電話相談事業を補助事業（厚生労働省から全国的な民間団体に補助）として実施している（「よりそいホットライン」（0120-279-338））。本事業では、地域の支援組織等と連携しつつ、「生活や暮らしに関する相談」、「外国語による相談」、「性暴力、ドメスティックバイオレンスなど女性の相談」、「性別や同性愛などに関わる相談」、「死にたいほどつらい気持ちについての相談」など、様々な相談を受け、必要に応じて他の支援機関につなぐ同行支援なども行っている。

さらに自殺予防総合対策センターでは、各都道府県から相談窓口の情報を得て、同センターのWebサイト「いきる」の中に「いきる・ささえる相談窓口（都道府県・政令指定都市別の相談窓口一覧）」を開設している。この相談窓口一覧には毎月6,800件のページビューがある。

よりそいホットラインについて

【事業の背景・目的】

よりそいホットラインは、国の「寄り添い型相談支援事業」による補助金を受けて、毎年度、公募により選定された事業者（平成27年度は一般社団法人社会的包摂サポートセンターが事業実施者。）が行う電話相談事業である。

東日本大震災を契機として、地域社会や家族観が変容する中で、様々な生活困難を抱え、必要な支援にたどり着くことができず、社会的に孤立している方々が増加している状況を踏まえ、こうした方々の悩みを傾聴するとともに、具体的な問題解決を図っていくことを目的に、平成23年度から実施している。

【事業内容】

よりそいホットラインでは、

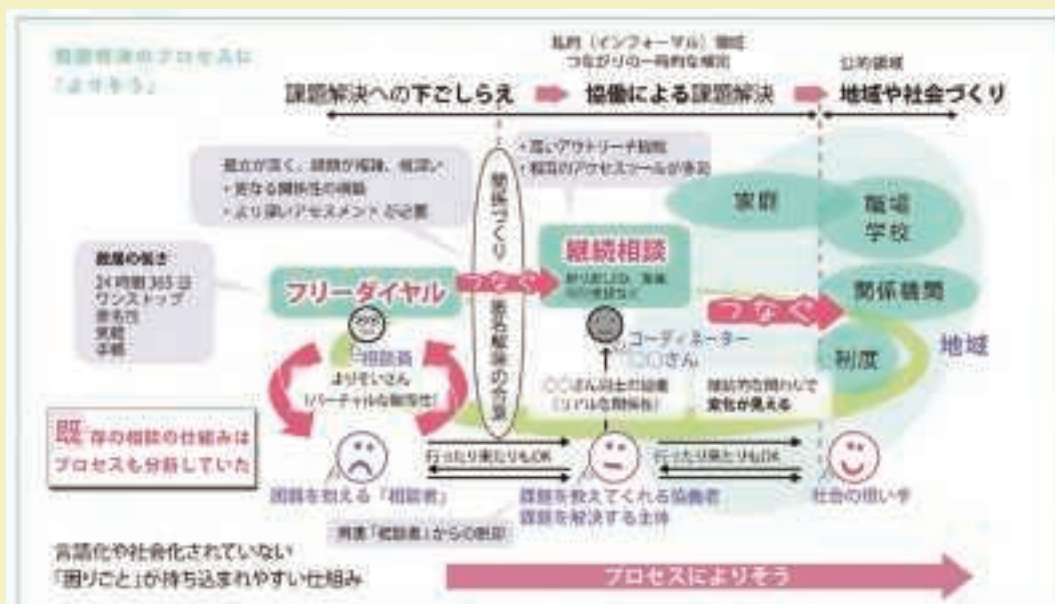
- ① 一般ライン
- ② 自殺予防ライン
- ③ DV性被害者等女性のための専門ライン
- ④ セクシュアルマイノリティライン
- ⑤ 外国語ライン
- ⑥ 広域避難者ライン
- ⑦ 被災地の10代、20代の女性のための専門ライン

の7つの区分に回線を分け、24時間、365日、それぞれ相談員が電話相談に対応している。

よりそいホットラインは、相談者の方々の悩みを傾聴するに留まらず、そうした悩みを相談員がともに考え、制度に関する情報提供や面接相談、他機関への同行支援など、具体的な問題解決に向けた支援までを行っているのが大きな特徴である。

また、よりそいホットラインには、全国の約500の団体が協力・参画しており、相談内容に応じて、これらの機関の紹介、つなぎ支援を行っている。

このほか、お悩みクラウド「Moyatter」やチャットルーム「もやもやルーム」など、若者が気軽にアクセスしやすいよう、SNSを活用した相談等も実施している。



【事業の実施状況】

平成26年度は約29万件（1日当たり約790件）の電話相談に対応しているが、相談者の状況についてみると、

- ・ 30代、40代が全体の約6割
- ・ 女性が約6割
- ・ 仕事のない人が約6割
- ・ 仕事のある人が約3割
- ・ 自殺念慮のある人が約2割

といった特徴がある。



【今後の課題】

よりそいホットラインへの総アクセス数は1,000万件を超えており、深刻な悩みを抱える多数の方からお電話をいただいている。今後は、相談員のさらなる資質向上や生活困窮者自立支援制度など、関連施策との連携強化を通じたネットワークの充実等を進めつつ、よりそいホットラインが提供する支援の充実を図っていく。

このコラムをご覧ください、よりそいホットラインに相談をしてみたいと思った方は、どのような悩みでも結構です。ひとりで悩まずに、以下の電話番号にお気軽にお電話下さい。

（被災三県以外にお住まいの方）0120-279-338

（被災三県にお住まいの方）0120-279-226

（被災三県以外向けチラシ）



（被災三県向けチラシ）



（厚生労働省社会・援護局地域福祉課）

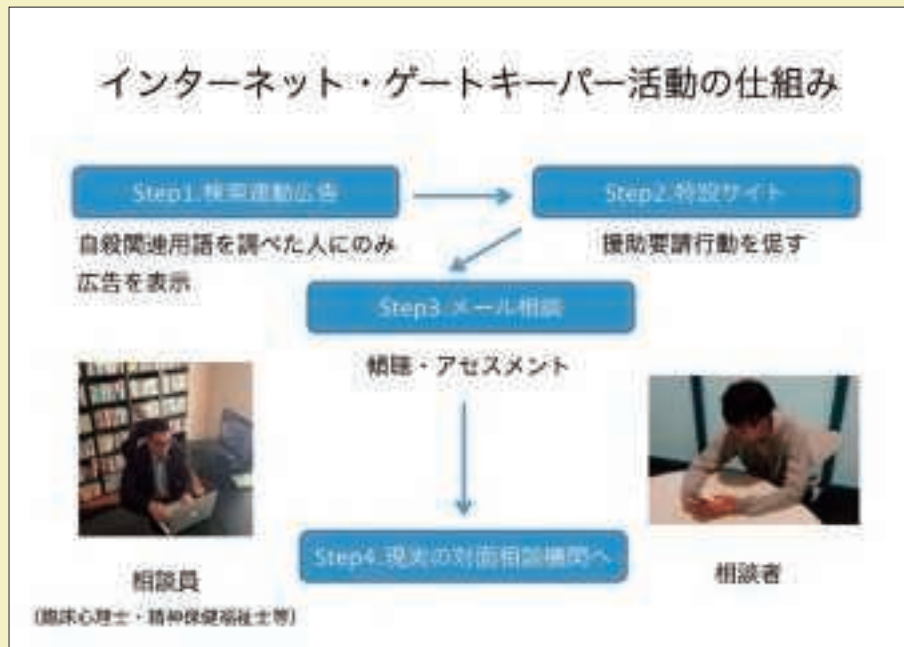
インターネットを活用した相談支援の取組について

検索連動広告を用いたインターネット・ゲートキーパー活動 (特定非営利活動法人OVA)

【活動の背景】

インターネット上には自殺方法等に関する具体的な情報が散在し、その方法は容易に取得ができる。そして、実際に検索エンジンに「自殺方法」や「死にたい」等の言葉を打ち込んでいるユーザーが多く存在する。こうした自殺関連語の検索者は、自殺のリスクが高いことが各国の研究で確認されている。

そこで、特定非営利活動法人OVA（オーヴァ）では、検索エンジンを自殺ハイリスク者のスクリーニングとみなし、検索連動広告（リスティング広告）を用いることで、自殺に関するウェブ検索を行うハイリスク者へアウトリーチする仕組みを構築した。



【活動の内容】

インターネット上で自殺関連語（例：自殺方法）の検索をした人に対して、検索に連動した形で広告を表示し、無料で相談を受け付ける旨を記した特設サイトに誘導する。ユーザーは特設サイトよりワンクリックでメーラーを立ち上げ、相談のメールを送信することができるようになっている。広告は配信する地域を設定することが可能であり、現在は関東圏の一部地域での検索のみを対象に活動を行っている。

相談メールへの対応は対人援助職（臨床心理士・精神保健福祉士等）のチームで行う。

原則的にメールで継続的に行い、状況に応じて電話・対面等で面接を行っている。その内容は傾聴に加えて、アセスメントを行い、相談者の抱えている問題に応じて現実社会における支援機関（例：行政の相談窓口、医療機関、学校の相談室等）へつないでいくというものである。平成25年後期には約150人から相談を受け、上記の方法によって自殺ハイリスク者から効率的に相談を受け付けることができること、現実社会における支援窓口につなげることが可能であることが確認された。（Sueki&Ito,2015）

【期待される効果と展望】

専門家によるゲートキーパー活動は予防のエビデンスのある自殺対策である。また、検索連動広告を活用して、効果的な援助につなげるための広告を自殺ハイリスク者の目のつきやすいところに表示させることは、自殺方法等に関する認知的アクセスを困難にし、結果として自殺企図を予防する効果が期待される。

検索連動広告は他の広告手法と比較し、ターゲティングが精緻に出来る他、費用対効果が高い。その上、ハイリスクアプローチのみならず、ポピュレーションアプローチにおいての活用も可能である。また、特定非営利活動法人OVAは平成27年より、他のNPO法人と協同し、検索連動広告を用いて、性暴力被害者支援情報マッチング事業「サイレント・ティア」を開始している。様々な団体と協同しながら、マーケティング的手法を用いてハイリスク者へのアウトリーチを行う事を世界的に普及し、一人でも多くの命を守りたい。

※引用文献

Sueki, H., & Ito, J. (2015). Suicide prevention through online gatekeeping using search advertising techniques : A feasibility study. *Crisis*, 36 (4) , 267-273.

(特定非営利活動法人OVA代表理事 伊藤次郎)

(2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

平成19年4月に策定された「多重債務問題改善プログラム」は、(1)丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化、(2)借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供、(3)多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化、(4)ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化の四つを柱としており、現在、同プログラムに沿って関係省庁、関係機関により多重債務者対策が進められているところである。

ア 相談窓口の整備

多重債務相談窓口については、全ての都道府県及び約99%の市区町村において整備されている（平成27年3月末現在）。

また、政府では、都道府県、市区町村における取組をバックアップするという観点から、平成20年4月より、財務局、財務支局、沖縄総合事務局に多重債務相談員を配置し、多重債務相談を実施している。財務局等、都道府県、市区町村の26年度上半期の相談件数の合計は約3万件であり、今後とも多重債務者を相談窓口へ誘導するため、効果的な広報活動を行っていくことが期待される。このほか、日本貸金業協会においては、貸金業に関する相談・苦情を受け付けており、その中から多重債務相談者で、本人が希望すれば、個別に生活再建支援のカウンセリングを行っている（27年度上半期実績612回）。

さらに、平成19年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」、20年度から25年度の相談強化キャンペーンに引き続き、「多重債務者相談強化キャンペーン2015」を27年9月から12月に実施し、全国各地でメンタルヘルスを含む相談を受け付ける無料相談会を開催するなどの取組を行った。また、23年度より、都道府県別に、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したリーフレットを作成、27年度は自治体・財務局・関係機関に約82万部配布しており、多重債務相談窓口の認知度向上に努

めている。

イ セーフティネット貸付けの充実

多重債務者に対しては、まずは相談窓口等において、丁寧な事情の聴取と債務整理等の解決方法の相談・検討を行うことが重要である。その上で、必要な場合は、多重債務者に対する低利の貸付（セーフティネット貸付け）を活用することも考えられる。セーフティネット貸付けについては、消費者向けとしては生協等による取組が、事業者向けとしては、日本政策金融公庫による経営支援と一体となった融資制度や一旦失敗した事業者に対する融資制度の拡充等が進んでおり、今後、一層の充実・強化が望まれている。

また、生活に困窮している者に対する貸付制度である「生活福祉資金貸付」についても、平成21年10月には、連帯保証人要件の緩和、貸付利子の引下げ等の制度の見直しが行われ、利用促進に向けた取組が進められている。

(3) 失業者等に対する相談窓口の充実等

厚生労働省では、失業者に対してハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するとともに、早期再就職のための様々な支援を実施している。

特に、心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等の相談に対応するため、全国のハローワークに「就職支援ナビゲーター」を配置し、キャリア・コンサルティングの技法等を活用しながら、きめ細かに相談を行うことにより、求職活動上の課題の解決を図り、長期失業に至ることのないよう支援している。

また、全国の主要なハローワーク等において、臨床心理士、弁護士等の専門家による巡回相談を実施するとともに、「ハローワークインターネットサービス」において、失業に伴う公的保険等の変更手続等失業に直面した際に生ずる様々な生活上の問題に関連する情報提供を実施している。特に、平成21年度からは民間事業者へ委託し、ハローワークの求

職者を対象に、リーフレットによるこころの健康に関する情報、ストレスチェックシート、メール相談の案内等の周知のほか、自殺等に係る悩み、不安等の相談に対し、カウンセラーによるメール相談を実施している。さらに、地域自殺対策強化交付金を活用した事業等として、地方公共団体がハローワークの求職者を対象に、弁護士、司法書士、精神保健福祉士等の専門家による巡回相談を実施する場合に、ハローワークにおいて、求職者への周知、相談場所の提供等の協力を行っている。

さらに、ニート等の若者の職業的自立を実現するためには、各人の置かれた状況に応じて個別的に支援を行うことや、課題の所在を正確に把握し、支援対象者との信頼関係が築かれた専門スタッフによるサポートを継続的に行うことが必要である。

このため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる「地域若者サポートステーション」（通称：サポステ）を全国に設置し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談、合宿を含む生活面等のサポートと職場実習を行う「若者無業者等集中訓練プログラム」を実施している。さらに、平成27年度よりサポステの支援を経て就職した者に対して、職場定着支援やキャリアアップに向けての相談支援を行う「定着・ステップアップ事業」を全国展開し、ニート等の若者の職業的自立支援を強化している。

(4) 経営者に対する相談事業の実施等

中小企業庁では、都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助している。

また、多種多様であり、事業内容や課題についてもそれぞれの地域性が強いという特性のある中小企業の再生を図るため、47都道府県の商工会議所等に「中小企業再生支援協議会」、独立行政法人中小企業基盤整備機構に「中小企業再生支援全国本部」を設置してい

る。これらの機関は専門性を備えた常駐専門家や外部専門家を配置することにより、過剰な債務を抱えるなど、経営に行き詰まっている中小企業の事業の再生に関する相談から、保証債務の整理を含めた再生計画の策定支援まで、幅広く事業再生の支援を行っている。

また、「自殺対策強化月間」に係る取組として、中小企業者の自殺防止の観点から、約500の関係機関・団体に対して、「自殺対策強化月間」及び各種相談窓口の周知について要請を行うとともに、中小企業関係機関・団体に対して、全国約8,000人の商工会・商工会議所経営指導員による巡回指導を始めとした中小企業者の相談対応におけるきめ細かい対応について要請した。

なお、全国どこからでも一つの電話番号で、資金繰りや経営相談など、どこに相談したらよいか困っている方から幅広く相談を受け付ける「中小企業電話相談ナビダイヤル（0570-064-350）」（最寄りの経済産業局中小企業課につながる）を実施した。

また、平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図るため、引き続き、独立行政法人中小企業基盤整備機構・地域本部等において、経営者保証に関する相談を受け付けるとともに、ガイドラインの利用を希望する方への専門家派遣を継続して実施した。

加えて、日本政策金融公庫においては経営者の個人保証によらない融資を促進するための制度を実施している。

(5) 法的問題解決のための情報提供の充実

日本司法支援センター（通称：法テラス）では、法的トラブルを抱えてお困りの方に、法テラス・サポートダイヤル（0570-078374（おなやみなし））を始め、全国各地の地方事務所の窓口で問合せを受け付け、法的トラブルの解決に役立つ様々な法制度や各種相談窓口についての情報を無料で提供する情報提供業務、経済的な理由で弁護士・司法書士の法

的援助を受けることが困難な方を対象に、無料で法律相談を行い（平成27年度（28年4月25日現在速報値）の法律相談援助件数は約28万7,000件）、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う民事法律扶助業務、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号）に基づき、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に23年3月11日において住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（27年度（28年4月25日現在速報値）の震災法律相談援助件数は約5万5,000件）、東日本大震災に起因する紛争について、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う東日本大震災法律援助事業、犯罪の被害に遭った方やその御家族に対し、損害・苦痛の回復や軽減を図るための制度や犯罪被害者支援に係る各種相談窓口についての情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験・理解のある弁護士の紹介等を行う犯罪被害者支援業務などを行っている。

法テラスには、多重債務などの金銭問題や、男女・夫婦に関する問題、職場でのいじめや解雇などの労働問題を始め様々な問題についての相談が寄せられ、このような法的なトラブルや悩みが自殺に至る原因の一つとなっていることも多いことから、法テラスにアクセスしてきた相談者をこれらの問題の解決へと導くことにより、自殺を未然に防ぐことができると考えられる。また、突然、家族に先立たれ、残された借金や相続問題などに直面している御遺族の方への適切な支援を行うことも重要である。

法テラスが、こうした期待に十分応えられるようにするためには、法テラスと自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体等とが相互に密接に連携し、支援体制のネットワークを充実させることが必要である。

このような観点から、法テラスでは、「いのちの電話」や地方公共団体・警察、その他自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体を

含む約7,000の関係機関・団体等（窓口数にして約2万4,400関係機関・団体等）に関する情報を集約し、利用者に対して、相談内容や状況に応じて適切な窓口を迅速に案内するとともに、転送や取次ぎなど利用者の負担を軽減するためのスムーズな橋渡しに努めている。さらに、これら関係機関・団体の窓口相談に訪れた方が法的な支援を必要としている場合には、法テラスを案内していただくなど相互の連携・協力関係を充実・強化するために、関係機関・団体との協議会や業務説明会を開催するなどの取組も進めているほか、他の団体が実施する研修にも積極的に参加している。

また、自殺を考えている方の心情に十分配慮した対応をすることも重要であり、法テラスでは、相談を受け付ける法テラス・サポートダイヤルのオペレーターや地方事務所の窓口対応専門職員らを対象に適宜研修等を実施しており、適切な対応に努めている。

なお、東日本大震災の被災者に対する支援策の一つとして、フリーダイヤル（「震災法テラスダイヤル（0120-078309（おなやみレスキュー））」）を設置し、二重ローン問題や原発の損害賠償請求などの震災に起因する法的トラブルについても解決に役立つ法制度や相談窓口等の案内を行っているほか、被災地に設置した出張所において、消費者庁・地方自治体と連携して、司法書士・社会福祉士・社会保険労務士・税理士などの専門家によるワンストップのよろず相談会を実施している。

また、内閣府男女共同参画局と連携して、被災地における女性の悩み・暴力（集中）相談事業の一つとして宮城県内の法テラスの各出張所（南三陸、山元及び東松島）で「女性の悩みごと相談」を実施している（平成27年度（28年4月7日現在速報値）の相談件数は約140件）。

法テラスとしては、法的トラブル解決のきっかけとなる情報を広く国民が得ることができるよう、民生委員や調停委員等向けにパンフレット・リーフレット等を配布して法的

トラブルを抱える方に身近に接する機会の多い職種の方々を介し、法テラスの存在や業務内容を国民に周知しているところであり、今後も自殺の原因にもなっている多重債務等の問題を解決するための情報をより多くの方々に御案内することにより、自殺防止に取り組んでいくこととしている。

(6) 危険な場所、薬品等の規制等

鉄道駅のプラットホームにおいて、視覚障害者等を始めとする全ての駅利用者にとって線路への転落等を防止するために効果の高いホームドアの整備を促進しており、自殺の抑止にも寄与しているものと考えられる（平成27年9月末現在で621の駅で設置）。国土交通省では、ホームドア等の整備や新たなタイプのホームドアの技術開発といったハード対策に対する支援を強化するとともに、旅客、駅員による視覚障害者等への積極的な声かけ等のソフト対策と合わせて、総合的な転落等の防止対策を進めている。

厚生労働省では、毒薬及び劇薬については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）において、毒物及び劇物については「毒物及び劇物取締法」（昭和25年法律第303号）において、それぞれ、不適切な使用につながる流通を防止するため、譲渡規制等を行っており、販売業者等に対し、引き続き規制の遵守の徹底を指導しているところである。

警察では、遺書、平素の言動その他の事情により、自殺するおそれのある行方不明者について保護者等から行方不明者届を受理した場合は、速やかに発見活動を開始し、当該行方不明者の発見に努めている。

(7) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

インターネット上の自殺関連情報としては、硫化水素など有毒ガスの製造方法を紹介するWebサイトが特に大きな問題となっていた。こうした自殺関連情報への対策とし

て、平成20年12月、電気通信関連団体がプロバイダにおける自主的措置への支援として策定している「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」（18年11月策定）の禁止行為に「第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する行為」を追加する改訂が行われた。

警察庁では、一般のインターネット利用者等からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付け、サイト管理者等に削除を依頼するなどの業務を行うインターネット・ホットラインセンターの運用を民間委託し、同センターにおいて「自殺の場所や方法等を記載し、集団自殺を呼びかける情報」を受理したときは、サイト管理者等に削除を依頼するとともに、緊急を要する場合には都道府県警察に通報した。また、都道府県警察においても、同様の情報を認知したときは、サイト管理者等に削除を依頼するなどの対応を行っている。

総務省では、プロバイダの迅速、的確な対応が可能となるように「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用の支援を行っている。また、総務省では、平成21年度から、電気通信事業者等からインターネット上の違法・有害情報に関する相談を受け、「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」等に基づいた助言や事例紹介を行うなどの違法・有害情報に関する相談業務等を行う違法・有害情報相談センターを設置している。

さらに、自殺関連情報等の違法・有害情報の閲覧への対策として有用であるフィルタリングについては、青少年や保護者・教職員等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用に係るリスクとその対策を周知することで、フィルタリングの認知度・理解度の向上を図り、保護者等による自主的に実効的な対策を促進するべく、普及啓発活動等を実施している。

経済産業省では、自殺関連情報等の違法・有害情報を閲覧することへの対策として、イ

インターネットの利用環境の変化に対応するため、望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準を策定するとともに、当該基準を用いた判断に資するべく、ゲーム機などの新たなインターネット接続機器に対応した機器の利用状況などの継続的な調査や、フィルタリングを保護者がより適切に利用できるよう、セミナーなどを通じたフィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動を実施してきたところ、今後も引き続き関係者と連携してフィルタリングの利用促進を行う。

青少年インターネット環境整備法は、「自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報」を青少年有害情報の例の一つとして挙げ、そうしたインターネット上の有害情報から青少年を守るため、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずること、有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることなどを定めている。内閣府においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、関係省庁等と連携し、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動や国内外の各種調査等を推進している。

文部科学省では、青少年インターネット環境整備法等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムの開催や、普及啓発資料の配布等を通して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進するとともに、各地域における先進的な有害環境対策等の取組に対して支援を行っている。

(8) インターネット上の自殺予告事案への対応等

インターネット上の自殺予告事案について、警察からプロバイダ等に対して発信者情報の照会がなされた場合に、これを受けたプロバイダ等における情報開示の可否について

の判断基準及び発信者情報開示の手続を整理した「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」が、平成17年10月に電気通信関連団体により策定されている。同ガイドラインを踏まえ、都道府県警察においてプロバイダ等と連携した対応を実施し、自殺防止の措置を講じている。27年中に都道府県警察が発信者情報の開示を受けた件数は155件で、自殺予告をした者は延べ160人であるが、これらの者への都道府県警察の対応状況は、表のとおりであり、そのうち自殺のおそれがあった43人に対して、本人への説諭、家族への監護依頼等により自殺防止措置を講じた。

発信者情報の開示を受けた自殺予告事案への対応状況

既に自殺により死亡	4人
既に自殺を図っていたが、救護等により存命	3人
自殺のおそれがあり、説諭等を実施し、自殺を防止	43人
いたずら等自殺のおそれがないことが判明	93人
書込者が判明せず	17人
合計	160人

また、上記の「違法・有害情報等への対応に関する契約約款モデル条項」は、自殺予告事案等の有害情報についても対応している。総務省では、プロバイダの迅速・的確な対応が可能となるようこれらのガイドライン及びモデル条項の適切な運用の支援を行っている。

さらに、総務省では、平成21年から、電気通信事業者等からインターネット上の違法有害情報に関する相談を受け、「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」等に基づいた助言や事例紹介を行うなどの違法・有害情報に関する相談業務等を行う、違法・有害情報相談センターを設置している。

次に、インターネットを通じた有害情報の取得をきっかけとして起きる社会問題に対応

するため、フィルタリングの普及も重要である。

経済産業省では、フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動や、ユーザー発信コンテンツ等における青少年保護のための民間での検討支援等を行ってきた。今後も引き続き自殺関連情報等の違法・有害情報対策を進めていく。

なお、内閣府自殺対策推進室では、検索サイト関係者等と意見交換を実施してきた。

(9) 介護者への支援の充実

介護保険制度において、短期間又は日中の間、介護サービス事業所で要介護高齢者に対する介護を行う短期入所生活介護や通所介護等について給付を行っており、介護者に対するレスパイトケアにもつながっている。また、地域包括支援センターにおける高齢者を介護する者の相談・援助や、地域支援事業の家族介護支援事業において市町村等が行う介護教室・介護者相互の交流会開催等の経費の一部を負担する等、高齢者を介護する者に対する必要な支援の実施に努めている。

(10) いじめを苦にした子供の自殺の予防

ア いじめ防止対策推進法の成立

いじめは決して許されないことであるが、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。いじめの問題については、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応すること、学校だけでなく関係機関が緊密に連携して、子供一人ひとりに対するきめ細かな支援を行うことが必要である。

平成25年6月、第183回国会においていじめ防止対策推進法が成立し、9月28日に施行された。(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm)

この法律は、いじめの防止等のための対策に関する基本理念や、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるとともに、学校の設置者又はその設置する学校に対し、例えば児童生徒が自殺を企図した場合など、

いじめにより当該学校に在席する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき等は、その事態（「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、組織を設置して、事実関係を明確にするための調査を行うことを義務付けている。文部科学省では、10月に、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「国のいじめ防止基本方針」）（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340464.htm）を策定した。

文部科学省では、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催するなど、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止基本方針」に基づく対応について、周知徹底を図っている。

イ 教育相談体制の充実

悩みを抱えた子供たちのために、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭を中心とした教育相談体制が整備されることが大切であるが、夜間や休日においても子供が相談できる体制や、子供が悩みを打ち明けたいときに打ち明けられるシステムを構築することは大変意義あることである。

文部科学省では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助を行うとともに、夜間・休日を含め24時間いつでも子供のSOSを受け止めることができるよう、都道府県及び指定都市教育委員会で「24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310（なやみ言おう）」）を実施している（いじめ問題に限らず子供のSOSを社会全体で受け止める趣旨を明確化するため、平成27年4月、これまでの「24時間いじめ相談ダイヤル」を名称変更。また、一人で悩んでいる子供たちが、より利用しやすいよう、平成28年4月1日より通話料を無料にして運用している。26年度の相談件数は約1万6,000件。）。

これらの取組により、引き続き、教育相談体制の充実に努めることとしている。

法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を全国の小中学校の児童生徒に配布し、手紙により子供たちの発信する信号をいち早く受け止め、悩み事等に寄り添う事業を実施しているほか、「インターネット人権相談受付窓口」（SOS-eメール）（パソコン用Webサイト <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>、携帯電話用Webサイト <https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>）及び子供の人権に関する専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110）の運用により、子供たちがアクセスしやすい体制の下で子供たちからの相談に応じ、いじめを始めとする子供をめぐる人権問題の解決に努めている（平成27年の「子どもの人権110番」による相談件数は2万5,000件）。

(11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

児童虐待への対応については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第146号）の累次の改正や、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）による親権の停止制度の新設等により、制度的な充実が図られてきた。この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成26年度には児童虐待防止法制定直前の約7.6倍に当たる8万8,931件となっている。子供の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

このような状況を踏まえ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るため、2015（平成27）年12月21日に開催された第4回子どもの貧困対策会議において、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策と併せた「すべての子どもの安

心と希望の実現プロジェクト」が決定された。本プロジェクトは、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」及び「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」で構成されており、今後はプロジェクトに記載されている施策を着実に実施していく必要がある。

児童虐待は、子供の心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすため、児童虐待の防止等に向け、

- ①児童虐待の発生予防
- ②発生時の迅速・的確な対応
- ③被虐待児童への自立支援

について、更に強化することが必要である。具体的には、

- ①児童虐待の発生予防に関しては、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遁滅する。
- ②発生時の迅速・的確な対応に関しては、児童虐待が発生した場合に、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所の体制整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う。
- ③被虐待児童への自立支援に関しては、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、18歳到達後や施設退所後等も含め、個々の児童の発達に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

などの対策を進めていくこととした。

また、児童相談所全国共通ダイヤルについて、覚えやすい3桁番号にすることで、より広く一般に周知し、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるように、平成27年7月1日から、これまでの10桁番号

(0570-064-000) から3桁番号(189)に変更し、運用を開始した。

性犯罪・性暴力の被害者への支援については、平成28年2月に、各都道府県に対して、犯罪被害者支援団体等から性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設等について相談があった場合は医療関係団体等と連携しつつ対応するよう会議を通じて依頼を行ったほか、性犯罪・性暴力被害者の医療機関の選択に資するため、28年3月に告示改正を行い、病院等の管理者が都道府県知事に報告する事項に、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置していることを加え、都道府県知事は設置の報告があった場合には公表することとした。

警察では、カウンセリング技能を有する警察職員に対し専門的研修を行うことにより、その技術・能力の向上に努めるとともに、部外の精神科医やカウンセラー、民間被害者支援団体等との連携を図るなど、性犯罪被害者の精神的被害を軽減するためのカウンセリング体制を整備している。

また、「性犯罪110番」等の相談専用電話による相談体制の整備、女性警察官の性犯罪捜査員への指定、性犯罪の専門捜査官の育成、職員に対する教養の充実、性犯罪捜査における証拠採取用資機材の整備を行うなどして、被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進している。

内閣府では、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う支援員を対象とした研修等を行う「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を実施するとともに、地方公共団体における性犯罪被害者等への支援に関する取組を促進するため、性犯罪被害者等支援を実施する地方公共団体の様々な取組を実証的に調査研究する「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」を実施した。また、性

犯罪・性暴力被害者等への支援のため、地方公共団体等と協力して、地域における関係機関・団体間の連携を促進するなどの取組を行っている。

(12) 生活困窮者への支援の充実

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成27年4月に生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が施行された。

生活困窮者自立支援法は、福祉事務所設置地方自治体（901自治体）において、様々な課題を抱える生活困窮者に対し相談支援、就労支援等を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげることとしている。

施行初年度である平成27年度は、自治体への事業実施のポイントや好事例の情報提供、各種ガイドライン等の策定等制度の円滑な施行に向けた取組を行ってきたところであり、引き続き制度の着実な推進を図っていく。

(13) 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知

マスメディアの適切な自殺報道に資するため、世界保健機関が作成した自殺予防に関する「自殺予防メディア関係者のための手引き」（以下「手引き」という。）を報道各社に対し周知することとしている。

内閣府及び自殺予防総合対策センターのWebサイトに「手引き」を掲載して、その周知を図っている。また、自殺予防総合対策センターにおいては、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施し、自殺や精神疾患について適切な報道がなされるよう支援を行っている。平成27年度は若年者の自殺対策の在り方に関する報告書、キャリア支援とメンタルヘルスをテーマに開催し、合計で50名が参加した。

メディア関係者のためのクイック・リファレンス

- 努めて、社会に向けて自殺に関する啓発・教育を行う
- 自殺を、センセーショナルに扱わない。当然の行為のように扱わない。あるいは問題解決法の一つであるかのように扱わない
- 自殺の報道を目立つところに掲載したり、過剰に、そして繰り返し報道しない
- 自殺既遂や未遂に用いられた手段を詳しく伝えない
- 自殺既遂や未遂の生じた場所について、詳しい情報を伝えない
- 見出しのつけかたには慎重を期する
- 写真や映像を用いることにはかなりの慎重を期する
- 著名な人の自殺を伝えるときには特に注意をする
- 自殺で遭われた人に対して、十分な配慮をする
- どこに支援を求めることができるのかということについて、情報を提供する
- メディア関係者自身も、自殺に関する話題から影響を受けることを知る

WHO「自殺予防 メディア関係者のための手引き」(2008年改訂版日本語版)
訳 河西 千秋(横浜国立大学医学部精神医学教室)

7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組

(1) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

厚生労働省では、精神科救急情報センターや、輪番制等による精神科救急医療施設の整備を行う「精神科救急医療体制整備事業」にて、自殺未遂者等の精神・身体合併症患者に対する対応について体制整備を図っているところである。

また、平成17年度からの自殺対策のための戦略研究の中で、「自殺企図の再発防止に対する複合的・ケースマネジメントの効果：多施設共同による無作為化比較研究」を行い、26年にその成果として、自殺未遂で救急部門に搬送された者に対するケースマネジメントが、再度の自殺企図を防ぐために有効であることが報告された。27年度より新規で「自殺未遂者再企図防止事業」を開始し、研究成果を還元するとともに、研究では対象となっていなかった10代の自殺未遂者等についても知見を蓄積し、さらなる自殺未遂者対策への反映を目指していく予定である。

さらに、救命救急センターにおいて、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療等が速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じ適時確保することを、各都道府

県に求めているところである。なお、平成20年度には「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」を作成するとともに、同年度から関係学会と協同しガイドラインを基に、救急医療の従事者を対象に「自殺未遂者ケア研修」を開催している。

平成24年度の診療報酬改定で、一般病棟に入院した自殺未遂者などの患者に対して、精神症状の評価や、退院後の診療の調整を行う精神科リエゾンチームに対する評価を新設した。また、自殺対策のための戦略研究の成果を踏まえ、平成28年度の診療報酬改定では、自殺企図により入院した患者に対し、精神保健福祉士等が、退院後も一定期間継続して、生活上の課題の確認、助言及び指導を行うことへの評価を新設した。

(2) 家族等の身近な人の見守りに対する支援

平成19年度から、自殺予防総合対策センターにおいて、精神保健福祉センター等で相談業務に従事する者を対象として、相談技法に関する専門的な研修の実施・協力を行ってきた。その後、相談技法に関する研修は都道府県において幅広く実施されるようになった

ことから、21年度をもって自殺予防総合対策センターにおける研修を終了し、前述の「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」の普及

により、自殺未遂者へのケア対策の推進を図っている。

大阪府における取組について

①大阪府自殺未遂者支援センター ②大阪府妊産婦こころの相談センター

(実施期間) ①平成28年1月～

②平成28年2月～

(実施経費) ①平成27年度 3,323千円

②平成27年度 2,292千円

(実施主体) 大阪府

【地域の特徴・自殺者数の動向】

大阪府の自殺者数は、平成10年以降2,000人を超える状況が続いたが、平成23年から減少し始め、27年は1,295人となった。また、府の27年の自殺死亡率は14.7で全国の都道府県の中で最も低い。若年層や高齢者の自殺死亡率の減少は、他の年齢層と比較して小さい。さらに、再企図率の高い自殺未遂者への支援、母子保健と連携した産後うつ病を含む妊産婦のこころの健康への対応など、新たな取組が必要である。



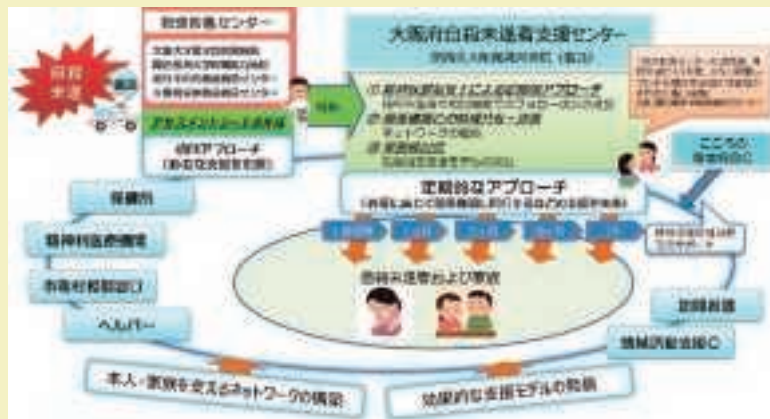
① 大阪府自殺未遂者支援センター

【事業の背景・必要性】

- ・自殺未遂者は再び自殺を図り、死に至るリスクが高い。
- ・自殺未遂後、救命救急センターに搬送されることが多く、自殺未遂から1年間は再び自殺を図る可能性が極めて高い。
- ・自殺を図る動機はひとつではなく、健康問題、家庭問題、経済・生活問題など複数の問題が関連。

⇒再び自殺を図るリスクの高い時期に、適切な機関に継続的につなぐことが必要。

【事業目標 事業内容】



救命救急センターが搬送された自殺未遂者に対して、未遂に至った背景や原因について聞き取り、必要な支援についての情報を大阪府自殺未遂者支援センターへ報告。抱えている悩みの解決に向けて精神保健福祉士が相談に乗るとともに必要に応じて、精神科医療機関や行政等の相談窓口につなげるなど、1年間（1週間後、1か月後、3か月後、6か月後、1年後）定期的にフォローアップする。

【事業実施にあたっての運営体制】

関西医科大学附属滝井病院に委託。専任の精神保健福祉士を配置して実施。

【事業の工夫点】

- ・府内を4つのブロックに分け、そのブロックで1か所、救命センターを選定、府内4か所の救命センターに搬送された自殺未遂者で同意が得られたケースを対象とした。
- ・自殺の再企図のリスクの高い1年間に、抱えている問題に応じた相談機関につなぎ、定期的にフォローアップすることで再企図防止に努めている。

【今後の課題】

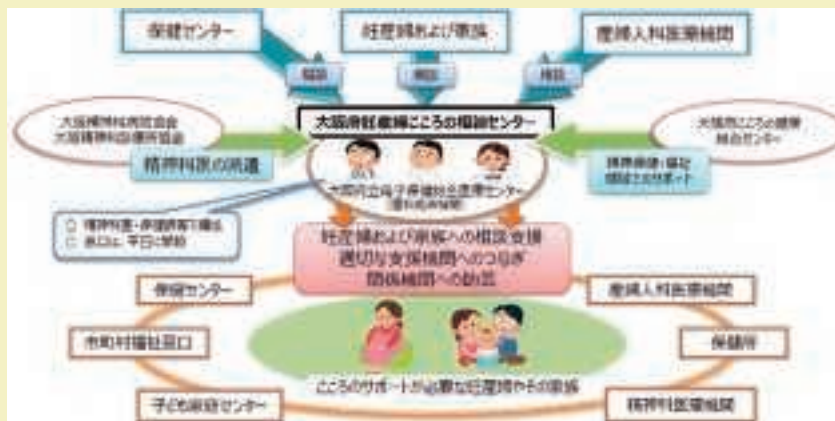
- ・本事業で培った自殺未遂者への効果的な支援方策を府内16か所の救命救急医療機関や地域の関係機関にフィードバックすることで、関係職種のスキルアップにつなげていく。
- ・未遂者支援を通して地域の関係機関及び精神科医療機関と救命救急センターの連携強化を図る。

② 大阪府妊産婦こころの相談センター

【事業の背景・必要性】

- ・妊産婦の自殺は産科的死亡の約4倍の数があると推計され、また社会的かつ周囲に与える影響も大きく緊急な対策が必要である。
- ・うつ病は自殺の大きな要因であるが、産前、産後は精神的に不安定な時期であり、10～20%が産後うつになる。

【事業目標 事業内容】



妊産婦の自殺予防やメンタルヘルス対策を目的に、大阪府妊産婦こころの相談センターがワンストップ窓口として、電話相談、面談、診察、関係機関の紹介など必要な支援を行う。関係機関に専門的な助言や支援機関について情報提供を行う。

【事業実施にあたっての運営体制】

大阪府立母子保健総合医療センターに委託。専属の精神科医、相談員（保健師、心理士など）、産婦人科医を配置して実施。

【事業の工夫点】

- ・多職種が連携して支援を実施。
- ・大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、大阪産婦人科医会の理解・協力を得て運営。
- ・府内の全精神科医療機関に、妊産婦の診療状況と診療を行う際の課題に関してアンケートを実施。

【今後の課題等】

- ・妊産婦メンタルヘルス対策、産後うつ病対策のために精神科、産婦人科を含む多職種連携を実現。
- ・精神科医療機関の妊産婦診療状況、課題の分析。
- ・妊産婦診療を行う精神科医療機関数の増加。
- ・妊産婦のメンタルヘルスや自殺に関する正確な実態把握。

（大阪府 健康医療部保健医療室地域保健課）

8 遺された人への支援を充実する取組

(1) 遺族の自助グループ等の運営支援

内閣府では、平成20年度に、自死遺族支援について豊富な経験を有している民間団体との連携により、自死遺族のための分かち合いの会の運営についての研修や、講習会・意見交換会などを実施し、民間団体などの活動が自立的に運営されるよう支援し、21年度には、「自死遺族支援研修等事業」を実施し、自死遺族のための分かち合いの会の運営についての研修に加え、講習会、自死遺児支援のための集いを実施した。

また、地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金を通じ、自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施している。

自殺予防総合対策センターでは、平成21年に厚生労働省で作成された自死遺族支援に関わる相談担当者等のための指針について、近年の状況を踏まえた改定に取り組み、28年3月に改訂版を刊行した。また、26年度に児童相談所を対象に調査し、児童相談所で支援する児童の一定数に、親の自殺関連行動への関わりを余儀なくされている児童がいることが確認されたことに対応して、遺児支援のための手引きを作成し、27年3月に公表した。

(2) 学校、職場での事後対応の促進

文部科学省では、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、児童生徒の自殺が起こった際の、周囲の関係者に対するメンタルヘルスや危機管理、第三者による調査も視野に入れた背景調査などの事後

対応在り方について検討を行い、22年3月に「子ども自殺が起きたときの緊急対応の手引き」、23年6月に「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（26年7月に改訂）」をそれぞれ作成した。これらの資料を活用し、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、周知を図っている。

また、職場については、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知している。

(3) 遺族等のための情報提供の推進等

地方公共団体では、地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等を作成し、配布している。

内閣府では、いわゆる「心理的瑕疵物件」をめぐる空室損害に関し、過去の裁判例を収集し、裁判例に示されている法的な考え方や損害賠償の現状を整理するための調査を平成26年度に実施し、同調査を基に27年度に判例集を作成し公表した。

(4) 遺児への支援【再掲】

「3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組（2）教職員に対する普及啓発等の実施」及び「8 遺された人への支援を充実する取組（1）遺族の自助グループ等の運営支援」参照。

COLUMN 10

遺族支援の取組について

自死遺族とうきょう自助グループ「みずべの集い」

【みずべの集いの設立と趣旨】

平成21年2月に設立集会を開き、同年3月より毎月1回自死遺族の「わかちあい」を行っている。28年3月で85回（東日本大震災の発生月は中止）の開催となり、参加者もスタッフも全員自死遺族による自助グループである。設立の趣旨は、大切な人を自死で亡くした方が、参加者それぞれの思いを尊重し、互いに、語り、聞き合うなかで、共に、生きなおす力を培える場をつくること。「わかちあい」を定期的に開催することに主眼を置き活動をしている。

【主な活動】

1. わかちあいの開催

原則、毎月第四日曜日の午後に偶数月は世田谷区で奇数月は渋谷区にて開催している。会の説明から始め簡単な自己紹介を一巡してから、2から4グループに分かれて「わかちあい」を行う。参加者は10人から30人前後である。終了後は場所を変え、クールダウンの時間を設けている（自由参加）。同じ遺族でもそれぞれ違いはあるが、得られることの一つに、客観性が挙げられる。



2. 特別開催

わかちあいの他にミニ遠足・食事会等を年に4回程開催している。現在わかちあいに参加されている方、以前わかちあいに参加されていた方、まだ参加されていない方等が、遺族同士の交流の時を持ちたいと参加される。ミニ遠足はランチの後、庭園等を散策する。

3. ブログでの交流

ブログを開設し、会の案内や自死に関する情報を掲載している。コメント欄では遺族同士の交流があり、ネット上での「わかちあい」の場になっている。

4. メールでの相談

ブログ上にメールアドレスを掲載し、自死遺族からの様々な相談を受け付けている。

5. スタッフの外部活動

スタッフ個人は、会以外でも様々な自死関係の活動を行っている。それぞれ、グリーフケア・サポートプラザ・全国自死遺族連絡会・自死遺族等の権利保護研究会、他に所属している。

【行政と他の自助グループとの連携】

みずべの集いは、世田谷区名義使用・渋谷区後援名義等使用を承認され開催している。また近隣の自助グループ、さいたま市「なないろの集い」・川崎市「カーネーションの集い」・横浜市「虹のかけはし」と連携を取っている。

【今後の課題】

スタッフの確保、会場の予約と経費をどのように賄っていくかである。会場は公の施設を使用し

ているが、予約の確保の条件と競争が激しく希望の日時で予約できない場合があること。経費は参加者から頂く会費とスタッフの寄付で賄っている。スタッフについては希望者を待つしかないのが現状である。

【遺族に対する情報と支援について】

わかちあいに関しては情報が少なく、参加をしてどのような効果があるのか、また、自助グループ、サポートグループの違いも知られていないのが現状である。

平成26年度死因別死亡者数（厚生労働省）では自死は8位となっている。それでも、一般社会では自死に関する正しい情報は多くない。自死が何故起こるのか、遺族になった時の対処等は、事後になって初めて入手することが多く、混乱の中での情報収集は正確さに欠ける。他の死因であればある程度は把握している場合が多い。事前に情報を得ておくことは大切なこと。そして、残念ながら自死と言う死因には未だに差別・偏見がある。

行政と民間が自死に関する情報交換を深めて連携を取ることが、遺族支援の推進につながるのではないかと考える。遺族が自由に支援情報を得られ選択できるように構築することが望まれる。

自死遺族とうきょう自助グループ「みずべの集い」

ブログ <http://blog.goo.ne.jp/mizubenotudoi>

メールアドレス mizubenotudoi@gmail.com

（自死遺族とうきょう自助グループ「みずべの集い」スタッフ一同）

9 民間団体との連携を強化する取組

地域における民間団体の取組は、自殺対策基本法の制定以前、国や地方公共団体からの支援が必ずしも十分でない中で、電話相談等の自殺のリスクの高い人への危機介入などの直接的な自殺予防の活動のみならず、分かち合いの会の開催等を始めとする自死遺族等への心理的ケアの実施などの事後対応も含めて幅広く展開されてきた。地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を進める上で、民間団体による地域に密着した様々な取組は、我が国における自殺対策においてなくてはならないものである。

自殺予防総合対策センターの調査によると、都道府県及び政令指定都市において把握されている自殺対策に取り組む民間団体は760団体であり、このうち行政からの補助（委託を含む）を受けている団体の割合は52.6%である。

これらの民間団体の取組のすべてを紹介することは紙幅の都合上困難であるが、一部については、本白書のコラムにおいて別途紹介しているので参照されたい。

また、自殺予防週間及び自殺対策強化月間においては、約70団体が協賛団体に名を連ねており、期間中に様々な取組が行われた。

(1) 民間団体の人材育成に対する支援

内閣府では、民間団体における人材養成を支援するため、様々な活動分野に対応したゲートキーパー養成研修用DVDを作成し、ホームページ上に掲載している。また、平成27年11月に、自治体、関係団体、民間団体等の関係者を対象として、東日本・西日本の各ブロックで「自殺対策官民連携協働ブロック会議」及び「自殺対策人材養成研修」を開催した。さらに、地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の人材育成に対する支援を実施している。自殺予防総合対策センターにおいて、平成18年から全国レベルでの「自殺対策ネットワー

ク協議会」を開催し、関係機関における連携体制の推進を図っている。また、Webサイトを通じた情報提供や関係団体等への情報発信を行っているほか、我が国における科学的根拠に基づく自殺予防総合対策の推進に学術面から寄与することを目的として、平成25年2月に発足した「科学的根拠に基づく自殺予防総合対策推進のためのコンソーシアム」準備会においても、民間団体への加盟を呼びかけている。

(2) 地域における連携体制の確立

内閣府では、平成27年9月に全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市の主管課に対して、自殺対策に関する政府の取組等についての説明を行った。また、地域における自殺対策の官民の連携協働を図るため、27年11月に東日本・西日本の各ブロックで「自殺対策官民連携協働ブロック会議」を開催した。さらに、同会議に併せて、地方公共団体が自殺の実態、地域の実情に応じた対策を企画、立案、実施できるようにするため、「自殺対策人材養成研修」を開催した。

消費者庁では、トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者、被害経験者等）を効果的・重点的に地域で見守る体制を構築するため、消費生活センターを始めとする幅広い関係者の参加したネットワークの充実を図っている。

厚生労働省では、平成21年度より、各地域の医療、学校、警察、職場等の関係機関が連携体制を作る拠点となる「地域自殺予防情報センター」事業を、各都道府県・指定都市において実施している。

また、平成20年度からは、内閣府、厚生労働省、自殺予防総合対策センターが中心となって、地域の自殺対策の推進等に役立てるため、「都道府県・政令指定都市等における自殺対策の取組状況に関する調査」等を行

い、その結果を公表している。

都道府県・政令指定都市において把握している自殺対策に取り組む民間団体の数

都道府県・政令指定都市名	民間団体数	補助・委託等 をしている数	都道府県・政令指定都市名	民間団体数	補助・委託等 をしている数	都道府県・政令指定都市名	民間団体数	補助・委託等 をしている数	都道府県・政令指定都市名	民間団体数	補助・委託等 をしている数
北海道	6	6	福井県	14	4	山口県	19	6	横浜市	3	3
青森県	14	9	山梨県	15	5	徳島県	11	7	川崎市	3	2
岩手県	19	17	長野県	8	7	香川県	9	8	相模原市	16	1
宮城県	13	11	岐阜県	7	0	愛媛県	15	5	新潟市	8	1
秋田県	14	12	静岡県	7	3	高知県	12	12	静岡市	7	1
山形県	6	5	愛知県	11	11	福岡県	12	8	浜松市	5	4
福島県	15	5	三重県	18	16	佐賀県	3	3	名古屋市	7	3
茨城県	20	13	滋賀県	14	13	長崎県	19	11	京都市	15	2
栃木県	8	4	京都府	23	11	熊本県	9	6	大阪市	11	0
群馬県	21	10	大阪府	20	12	大分県	14	4	堺市	7	0
埼玉県	9	8	兵庫県	14	8	宮崎県	19	14	神戸市	5	4
千葉県	12	10	奈良県	7	3	鹿児島県	29	11	岡山市	4	1
東京都	14	11	和歌山県	7	6	沖縄県	9	9	広島市	10	2
神奈川県	23	10	鳥取県	1	1	札幌市	15	3	北九州市	5	2
新潟県	24	24	島根県	4	3	仙台市	8	3	福岡市	8	2
富山県	24	14	岡山県	8	5	さいたま市	6	6	熊本市	26	0
石川県	46	1	広島県	14	1	千葉市	2	2	合計※注	760	400

注) 各地方公共団体から重複して回答があった団体があるため、全都道府県・政令指定都市の総和とは一致しない。

資料：国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 自殺予防総合対策センター（現：自殺総合対策推進センター）「都道府県・政令指定都市および市区町村における自殺対策の取組状況に関する調査（平成27年度）」より厚生労働省作成

COLUMN 11

民間団体を中心とした地域における連携の取組について

りんごネットワーク
＝異種連携による自殺防止アクション＝

（実施期間）平成23年度～相談会
平成26年度～ネットワーク

（実施主体）青森りんごの会
（青森多重債務被害等をなくす会）

【事業の背景・必要性】

自殺に至る要因は複数存在し、平均すると4～5個と言われている。それらが絡み合った問題に対して、関係機関単独での対応では困難である。そこで、一つのケースに対し、地域一帯の弁護士・市町村保健師・在宅保健師・精神保健福祉士などが「スクラム」を組んで対応するのが本事業である。民間団体がネットワークを主宰することで、職種や行政単位を超えた連携を実現している。なお、本事業は、平成24年度から27年度まで厚生労働省自殺防止対策事業先駆事業となっていた。

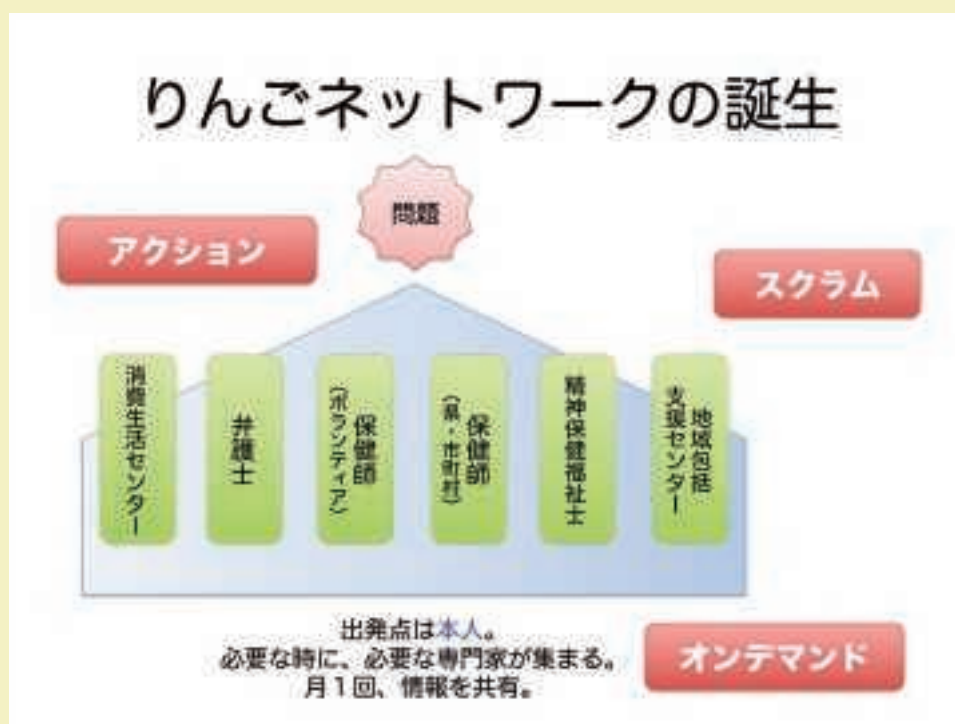
【地域の特徴・自殺者数の動向】

活動の中心である上十三地域は、十和田市、三沢市及び上北郡（おいらせ町を除く）の8市町村で、総面積2,018平方メートルと県土の21%を占める。最も人口の多い十和田市の生産年齢人口割合は59.6%、老年人口割合は28.5%（平成26年）である。

上十三地域の自殺死亡率は、平成16年の53.1（人口10万人対）をピークに減少傾向にあるものの、平成26年は24.8と青森県全体の20.5と比較し高い状況が続いている。

【事業目標 事業内容】

弁護士・保健師・精神保健福祉士が相談担当者となる「借金とこころの無料相談会」を開催し、その後にネットワーク会議（事例検討会）を開催している。この活動には、3つのキーワードがある。



① アクション

りんごネットワークは、目の前の現実の問題を解決することを目的としている。その意味で、仮定事例を題材とした検討会や会議ではなく、行動（アクション）である。

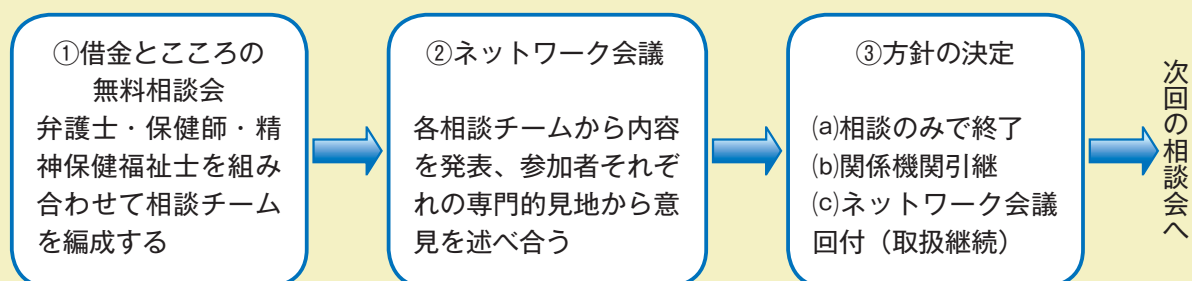
② オンデマンド

問題解決の方針を考える出発点は本人である。「本人にとって今何が必要なのか」を重視し、必要な時に、必要な専門家同士で相談して方針を決める。したがって、基本的に、物事を決定するためにいちいち会議を行わず、全体では、月1回のネットワーク会議で情報を共有する体制にしている。これを「オンデマンド方式」と呼んでいる。

③ スクラム

「独りで活動していたら、独りよがり。連携して初めて、それぞれの活動も輝く。」と考えている。つまり、複雑なケースに対しては、関係機関が連携して初めて自分の専門分野も活かすことができるのである。そして、りんごネットワークにおける連携とは、窓口の間で「パス」をするのではなく、問題の解決に向けて関係機関が共に「スクラム」を組むことである。

【事業実施にあたっての運営体制】



・上記③(c)ネットワーク会議回付について

ケースに応じて主担当を決める。関係機関が持ち込んだものであれば、通常はその機関が主担当になる。ネットワーク会議での意見を参考に、主担当者が対応する。途中で検討課題が生じた場合、必要な専門家同士で方針を決定する（オンデマンド方式）。経過報告を、次のネットワーク会議で行う。

つまり、ネットワーク会議では、当日の相談案件と取扱継続中のケースについて検討・方針決定を行っているのである。このネットワーク会議こそ、本事業の「要」である。

【事業成果及び評価、今後の課題、その他特筆すべき点】

平成23年度から26年度までの相談会にて、68名（実人数）から相談を受けた。26年度から始めたネットワーク会議では7件を取り扱った（1件解決済み）。

（ケースの一例）振り込め詐欺被害から家族問題・自殺念慮が生じたケースでは、弁護士・保健師で対応し、3回の面談を経て落ち着いた。精神疾患と借金を抱え、劣悪な環境の建物に引きこもっていたケースでは、精神保健福祉士が住居（グループホーム）を確保、弁護士が自己破産手続を行った。

（協力団体）セーフコミュニティとわだをすすめる会、十和田地区退職保健師桜の会、青森県上十三保健所、八戸市、十和田市、三沢市、七戸町、六戸町ほか。

（青森りんごの会）

(3) 民間団体の電話相談事業に対する支援

自殺を始めとする精神的危機にある人たちに対して、電話等の手段で対話することを目的とする団体として、「いのちの電話」や「大阪自殺防止センター」、「東京自殺防止センター」などがある。

このような団体の活動は、英国等において50年以上の歴史を有しているが、「いのちの電話」は、日本においては昭和46年10月1日に「いのちの電話（東京）」として発足し、48年に社会福祉法人として認可を得ている。その後東京英語、関西、沖縄、北九州が設立され、52年には電話相談事業の振興に寄与するとともに、調査・研究及び教育・啓発の活動を行うことを目的に「日本いのちの電話連盟」が発足した。

現在「いのちの電話」は全国に拡大し、41都道府県において50センター5分室が設置され、平成27年6月現在で電話相談員数は約6,500名、電話設置台数140台、26年の年間相談件数は71万7,478件となっている。「いのちの電話」の電話相談員は無償ボランティアとして活動しており、相談員となるためには研修を受け、いのちの電話相談員の認定を受けて活動している。近年は一部センターにおいて、インターネット相談や、自死遺族支援等も行っている。

厚生労働省では、ボランティア等で先駆的・試行的な自殺対策の取組を行う民間団体の活動に財政補助を行う「自殺防止対策事

業」を平成21年度から実施している。電話相談、相談員の研修等の事業を行う複数の団体がその対象となっている。

内閣府では、地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の人材育成に対する支援を実施している。

(4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

内閣府では、地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援を実施している。また、「自殺対策官民連携協働ブロック会議」において、民間団体からの取組事例の発表を行った。

さらに、自殺多発地域における自殺の現状や地域で行われている様々な取組を把握し、自殺多発地域における自殺対策と国による支援の在り方等について検討するため、平成25年度に「自殺多発地域（ハイリスク地）支援の在り方に関する調査」を実施した。

厚生労働省では、前述の「自殺防止対策事業」にて、先駆的・試行的な自殺防止対策の取組を行う民間団体の活動に財政補助を行っている。

自殺予防総合対策センターでは、日本司法書士連合会、日本社会福祉士会、生活困窮者支援の民間団体などと連携して、精神保健的支援と社会的支援の連携に取り組んだ。